

参考資料

- 1 これまでの総合計画の概要
- 2 総合計画策定の経過
 - (1) 策定経過
 - (2) 市議会審議経過
 - (3) 市議会議員・新総合計画特別委員会委員
 - (4) 新総合計画特別委員会議論のまとめ
 - (5) 帯広市総合計画策定審議会開催経過
 - (6) 帯広市総合計画策定審議会委員
 - (7) 帯広市総合計画策定審議会答申書
 - (8) 市民参加の取り組み状況
 - (9) パブリックコメント意見募集の結果
- 3 成果指標
- 4 分野計画
- 5 用語解説

1 これまでの総合計画の概要

計画の名称と期間	都市像	想定人口	まちづくりの目標
帯広市総合計画 昭和 34 年度 ～昭和 43 年度	近代的田園都市	153,300 人	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興の基盤の整備 産業の振興 文化厚生対策および施設の整備
帯広市新総合計画 (一期計画の改定) 昭和 38 年度 ～昭和 45 年度	地域の特色をいかした、緑濃く、活動力のあふれる生産の場であり、安らかな憩いの場であるとともに、より近代的な産業の発達しうる都市 -近代的田園都市-	143,350 人	<ul style="list-style-type: none"> 十勝地域農林業の近代化 地域産業近代化を促進する工業の積極的開発振興 帯広市影響圏の拡大と地域経済圏の連携強化 中小企業の安定と向上 輸送通信体系の確立とその施設の整備 都市施設機能の強化 文教、サービス施設の整備 生活環境の向上
第二期 帯広市総合計画 昭和 46 年度 ～昭和 55 年度	人間尊重を基調とした 「近代的田園都市」	200,000 人	<ul style="list-style-type: none"> 健康で明るい安全都市の建設 北海道内陸中枢拠点都市の建設 創造性ゆたかな北方文化都市の建設
新帯広市総合計画 昭和 54 年度 ～昭和 63 年度	豊かな自然と北方の文化に根ざした活力あふれる十勝の中核都市 -開拓 100 年の歴史をふまえ心のふれあいのあるまち-	200,000 人	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな生活を築く活力ある産業都市の建設 市民が誇りと連帯意識をもって創造する北方文化都市の建設 自然と調和し、健康で安心して暮らせる快適都市の建設
第四期 帯広市総合計画 平成元年度 ～平成 12 年度	緑ひろがる北のフロンティア都市おびひろ	186,000 人	<ul style="list-style-type: none"> 活力ある産業都市 心ゆたかな生きがい都市 緑あふれる快適都市
第五期 帯広市総合計画 平成 12 年度 ～平成 21 年度	人と自然が共生する可能性の大地 新世紀を拓く田園都市 おびひろ -緑ひろがる北のフロンティア-	188,000 人	<ul style="list-style-type: none"> 安心安全都市 産業複合都市 環境共生都市 生涯学習都市 広域連携都市 市民自治と自治体経営

2 総合計画策定の経過

(1) 策定経過

年 度	月	経 過
平成 19 年度	7～9月	おびひろ市民みらい会議の開催
	8月	中高生アンケートの実施
	8月	高校生まちづくりワークショップの開催
		新しい総合計画策定方針の決定
	9月	企業アンケートの実施
	10月	帯広市総合計画策定審議会へ諮問
	11月	まちづくり市民アンケートの実施
各種団体等アンケートの実施		
平成 20 年度	5月	帯広市総合計画策定審議会 中間報告
	8月	帯広市総合計画策定審議会 答申
	9月～10月	新しい総合計画（計画素案）に対する市民意見募集
	12月～2月	帯広市議会 新総合計画特別委員会設置
		新しい総合計画（計画素案）に関する議論
2月	新総合計画特別委員会 新しい総合計画（計画素案）に対する議論のまとめ	
平成 21 年度	4月～6月	新総合計画特別委員会
		第六期帯広市総合計画（原原案）に関する議論
	6月～7月	新総合計画特別委員会
		第六期帯広市総合計画（原原案）に対する議論のまとめ
	9月～10月	第六期帯広市総合計画（原案）パブリックコメントの実施
9月～11月	新総合計画特別委員会	
	第六期帯広市総合計画（原案）に関する議論	
12月	第六期帯広市総合計画 基本構想 議会提案	

(2) 市議会審議経過

年月日	事 項
平成20年12月12日	新総合計画特別委員会設置 第1回新総合計画特別委員会【正副委員長互選、審議のすすめ方確認】
平成20年12月25日	第2回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 ○計画の概要（政策評価） ○時代の潮流とまちづくりの課題
平成21年1月14日	第3回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 ○人口
平成21年1月23日	第4回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 ○土地利用の基本方向 ○まちづくりの基本姿勢 ○まちづくりの基本方向(都市像)
平成21年2月12日	第5回新総合計画特別委員会【計画素案に関する議論】 ○まちづくりの基本姿勢 ○まちづくりの基本方向(都市像) ○まちづくりの目標 ○まちづくりの取り組みの方向性
平成21年2月26日	第6回新総合計画特別委員会【計画素案に対する議論のまとめ】 ○委員間討議
平成21年4月27日	第7回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 ○基本構想の考え方 ○基本構想策定の基本的視点 ○都市像 ○基本計画 第1部 総論編1～6
平成21年5月15日	第8回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 ○まちづくりの目標 (1)安全に暮らせるまち (2)健康でやすらぐまち ○基本計画 第2部 各論編Ⅰ～Ⅱ
平成21年6月1日	第9回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】 ○まちづくりの目標 (3)活力あふれるまち (4)自然と共生するまち ○基本計画 第2部 各論編Ⅲ～Ⅳ

年月日	事 項
平成21年6月19日	<p>第10回新総合計画特別委員会【計画原原案に関する議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの目標 <ul style="list-style-type: none"> (5)快適で住みよいまち (6)生涯にわたる学びのまち (7)思いやりとふれあいのまち (8)自立と協働のまち ○基本計画 第2部 各論編V～VIII
平成21年6月26日	<p>第11回新総合計画特別委員会【原原案に対する議論のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員間討議
平成21年7月7日	<p>第12回新総合計画特別委員会【原原案に対する議論のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員間討議
平成21年9月10日	<p>第13回新総合計画特別委員会【原案に関する議論】</p>
平成21年11月24日	<p>第14回新総合計画特別委員会【原案に関する議論】</p>

(3) 市議会議員・新総合計画特別委員会委員

帯広市議会議員

大塚 徹
 清水 拓也
 村田 光成
 編田 照茂
 横山 明美
 藤澤 昌隆
 山崎 泉
 山田 麟太郎
 鈴木 仁志
 稲場 千鶴
 稗貫 秀次
 渡辺 和寛
 富井 司郎
 有城 正憲
 大竹口 武光
 後藤 美智子
 荻原 昭勝
 北口 孝志
 市原 秀朗
 佐々木 とし子
 佐々木 勇一
 鈴木 孝昌
 栗田 律子
 小森 唯永
 大石 清一
 石井 啓裕
 谷内 利夫
 高佐 芳宏
 野原 一登
 稲葉 典昭
 安田 正雄 副議長
 上野 敏郎 議長

新総合計画特別委員会委員

大塚 徹
 渡辺 和寛
 鈴木 孝昌
 編田 照茂
 有城 正憲
 大竹口 武光
 大石 清一
 山崎 泉
 市原 秀朗 副委員長
 野原 一登
 稲葉 典昭
 石井 啓裕 委員長
 山田 麟太郎 委員外議員

(議席番号順)

(4) 新総合計画特別委員会 議論のまとめ

○「新しい総合計画 計画素案」に対する議論のまとめ（平成21年2月26日）

1. 計画の概要

【論点1】変化が激しい時代における総合計画のあり方

- ① 市民のための計画であることを念頭におき、市民がわかりやすい、将来を展望した概ね10年の計画である必要がある。
- ② 社会経済情勢や財政状況の変化に対応し、柔軟に対応できる計画とする必要がある。
- ③ 財政見通しに基づき、持続的な行政経営が可能な計画とする必要がある。

【論点2】政策・施策評価のあり方

- ① 市民満足度の適切な反映など、政策・施策の達成状況を的確に評価し、評価結果を次の取り組みの改善につなげていく行政評価システムを構築する必要がある。
- ② より細かい分野での評価を行うとともに、客観性を重視する評価である必要がある。

2. 時代の潮流とまちづくりの課題

【論点3】まちづくりの課題の捉え方

- ① 第五期総合計画の総括を踏まえるとともに、労働人口の減少や格差の拡大など、社会の実情を認識し、今後のまちづくりの課題を捉える必要がある。
- ② 少子高齢社会の進行や経済環境の変化の中で、さまざまな市民ニーズに対応した施策が期待されてくるが、重要度や満足度を踏まえ、行政サービスを取捨選択する視点も必要である。
- ③ 現状や課題を踏まえ、次の総合計画の期間で優先的に取り組むべきもの、長期的な視点に立って取り組むべきことを考える必要がある。
- ④ 世界の潮流、その中で日本の潮流を認識しつつ、それぞれの課題を分析しながら、地域としての対応策を講ずる必要がある。

3. 人口

【論点4】人口想定のある方

- ① わが国はもとより、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来や、人口減少時代を迎えているが、将来人口については、種々の政策や施策により、減少を抑制し、増加を目指していく姿勢で、目標設定する必要がある。

【論点5】人口対策の取り組み方向

- ① 人口対策は、子育て、雇用、住環境など、各施策の調整を図りながら、総合的・計画的に取り組む必要がある。
- ② 女性が働きながら出産・子育てができる環境整備など、子育て世代の流出を抑制する必要がある。

- ③ 安定した雇用の場を確保するため、農畜産物の高付加価値化など、地域産業の振興や福祉部門などのサービス産業の創出、育成が重要である。
- ④ 帯広市の魅力を活かし、若者や退職後世代の移住を促進する必要がある。

4. 土地利用

【論点6】土地利用の方向性のあり方

- ① 十勝圏や道東圏など、広域的な視点や地域の特性を踏まえるとともに、環境の重要性を視野に置いて、帯広市の土地利用の方向性を考える必要がある。
- ② 市街地の拡大抑制を基本とし、中心市街地の活性化や既成市街地の利便性の確保、さらにはストックの活用など、コンパクトシティを目指した土地利用をはかる必要がある。

【論点7】快適な居住環境整備のあり方

- ① 地区・住区など、一定の生活圏域で捉えた住み良い生活環境の整備を進める必要がある。
- ② 行政の誘導や農商工など幅広い機関、団体との連携により、市街地内の未利用地の有効活用を促進する必要がある。
- ③ 若者と高齢者のバランスが取れた世代構成など、地域のコミュニティを維持するため、多世代の居住や住み替えの促進、さらに農村部における優良な宅地の提供などの取り組みを進める必要がある。

5. まちづくりの基本姿勢、まちづくりの基本方向（都市像）

【論点8】まちづくりへの取り組み姿勢のあり方

- ① 田園都市の理念を継承するとともに、十勝のおいしい水や空気、豊かな自然など環境との共生を次代に引き継いでいく姿勢を位置付ける必要がある。
- ② まちづくり基本条例の考え方を踏まえ、地域への愛着を持ち、市民協働のまちづくりを進めるとともに、女性の社会参画促進や安心して暮らせる視点を位置付ける必要がある。
- ③ 農業や環境分野での優位性を活かした産業振興などの取り組みにより、帯広市の発展へと結び付ける必要がある。
- ④ 帯広・十勝の将来的な優位性や可能性を踏まえ、道東の広域的な役割を視野に入れ、釧根、北網の各都市圏との連携のもとに、道東地域全体の発展につながるまちづくりを進める必要がある。
- ⑤ バイオマス、太陽光などの地域エネルギーの積極的な活用をはじめ、食産業の育成・振興などにより、地域内の経済循環や自立をめざす特徴あるまちづくりを進める必要がある。

○「総合計画 原原案」に対する議論のまとめ（平成21年7月7日）

1 序論

- ① 五期総における取り組みを総括するとともに、少子・高齢化、国際化や経済のグローバル化^(※1)、さらには地方分権型社会の到来などの時代の潮流を踏まえ、地域の現状や課題、特性を的確に捉える必要がある。
- ② 五期総の10年間で生じてきた経済の仕組みの変化や貧困、格差などの市民生活の変化と実態の把握、またその要因分析を行う中で現れてくる課題を踏まえて計画の策定にあたる必要がある。
- ③ まちづくり基本条例の趣旨に基づき、市民との情報の共有など、真に市民主体、市民参加が促進される視点に立つ必要がある。
- ④ 総合計画全体を通じた取り組み姿勢が全体像としてイメージできるように、表現する必要がある。

2 基本構想

- ① 目指す都市像は、市民にわかりやすく伝わり、発信力のある表現とする必要がある。
- ② 地方分権時代に対応し、地域が主体性を発揮して自主・自立のまちづくりをすすめる必要がある。
- ③ これまでのまちづくりの歴史や蓄積の上において、十勝圏全体の発展に貢献するまちづくりをすすめる必要がある。

3 基本計画（総論）

- ① 人口減少等の要因分析を踏まえ、人口対策の視点から、各施策を推進する必要がある。
- ② 取り組みの成果を踏まえながら、総合的に人口対策の取り組みをすすめる必要がある。
- ③ 農村地域の活性化をはかるため、農村の魅力を活かした住環境の整備や既存施設の活用などにより、定住を促進する必要がある。
- ④ 各施策の取り組みを適切に反映する成果指標を設定する必要がある。
- ⑤ 実感度調査を工夫し、市民意向を適切に評価に活用する必要がある。
- ⑥ 総合計画と分野計画との関わりを示す必要がある。

4 基本計画（各論）

（1）安全に暮らせるまち

- ① 町内会や企業による地域の自主防災活動を促進するため、防災士の育成や情報提供、活動支援など、行政との連携による取り組みをすすめる必要がある。
- ② 厳寒期の避難所体制や救急体制など、地域の特性に応じた安全安心対策をはかる必要がある。
- ③ 民間住宅の耐震化、橋りょうなどの長寿化、さらには消防車両の更新など、地震、水害などの災害に対する具体的な備えをすするとともに、

耐用年数、更新時を迎えている公共社会基盤全体の長寿化計画を促進する必要がある。

- ④ 安全安心対策の推進にあたっては、災害弱者に視点を当て、小中学校における防災教育や通学路などでの子どもの交通安全対策、要援護者への住宅用火災警報器の設置促進などの取り組みをすすめる必要がある。
- ⑤ 救急体制の充実をはかるため、応急手当に関する知識・技術の普及や救急隊員の技術の向上、医療機関との連携などをすすめる必要がある。
- ⑥ 災害時における安全と秩序の維持や防犯、交通安全、消費生活などにおいて、警察等の関係機関と連携した取り組みをすすめる必要がある。

（2）健康でやすらぐまち

- ① 感染症に対する適切な情報提供や迅速に対応できる体制づくりが必要である。
- ② 市民が安心して暮らせる、セーフティネット^(※2)としての社会保障機能を重視するとともに、共に支え合うという視点を大切にすべきである。
- ③ 子育て支援の充実など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに取り組む必要がある。
- ④ 子どもが健やかに成長し、幸福に生きることができる施策を推進する必要がある。
- ⑤ 子育てや高齢者福祉などの観点から、多世代居住の促進を検討する必要がある。
- ⑥ 保健・福祉・医療が連携し、総合的な視点に立って施策の推進をはかる必要がある。

（3）活力あふれるまち

- ① 食料自給率の向上に貢献するため、担い手の育成や安全安心、地産地消など具体的な取り組みを展開する必要がある。
- ② かんがい排水事業等の農業基盤整備を着実にすすめる必要がある。
- ③ ハサップ（HACCP）^(※3)、クリーン農業、トレーサビリティ^(※4)など、農業分野における具体的な取り組みを一層すすめる必要がある。
- ④ 太陽光やバイオマス^(※5)資源、小麦などの農産物を活用した地域産業の振興をはかる必要がある。
- ⑤ 建設業を中心に、社会経済状況の変化を踏まえ、産業構造の転換を促進する必要がある。
- ⑥ 高齢者や女性の就業促進、非正規雇用対策に取り組む必要がある。
- ⑦ 環境などの新産業分野や介護・福祉・医療分野などにおける人材育成、雇用環境づくりをすすめる必要がある。
- ⑧ 地域の資源、特性を活かした産業振興、地場産業の育成、新産業の創出さらにはまちの活力へと結びつける取り組みが重要である。
- ⑨ 一次産業に立脚した滞在型・体験型観光など、地域の特色を生かした観光振興をはかる必要がある。

(4) 自然と共生するまち

- ① 温暖化対策をすすめるため、キャスビー（CASBEE）^(※6)、ゼロエネルギー住宅^(※7)などの取り組みについて検討する必要がある。
- ② 公共事業等における環境保全に取り組むとともに、広く市民に周知する必要がある。
- ③ 帯広の森づくりなどこれまでの蓄積を生かした環境保全の取り組みや地域エネルギーの地産地消の取り組みをすすめる必要がある。
- ④ 市民の環境に対する関心を高め、大量廃棄型の市民生活の転換を促進する必要がある。
- ⑤ 公園の安全対策や市民が水と親しめる河川整備をすすめる必要がある。
- ⑥ 水の安全安心に関する国際協力などをすすめる必要がある。
- ⑦ 総合計画において、環境問題を重視する姿勢を示す必要がある。

(5) 快適で住みよいまち

- ① 人口対策の視点から、対象とする世帯を想定した定住促進等に取り組む必要がある。
- ② 未利用地の利用にあたっては、市の施策に沿った取り組みを支援する必要がある。
- ③ 住まいへの多様なニーズに対応するため、コレクティブハウジング^(※8)など、民間による新たな共同住宅建設への取り組みなどを支援する必要がある。
- ④ 生活利便施設の地域配置に配慮しながら、計画的な市街地の形成をはかる必要がある。
- ⑤ 市民と行政が連携して、本市の特色を活かした魅力ある景観づくりをすすめる必要がある。
- ⑥ 合葬墓など、市民ニーズに対応した墓地の整備をすすめる必要がある。
- ⑦ 都市計画道路の見直しとともに、整備の推進をはかる必要がある。
- ⑧ 特殊舗装道路や歩道の計画的な補修を行うとともに、冬期間の道路の適切な維持管理をはかる必要がある。
- ⑨ 十勝・帯広の陸海空の交通網、交通戦略について、長期的、広域的、さらには総合的な視点で整備を促進する必要がある。
- ⑩ 民間事業者との連携やモビリティマネジメント^(※9)の取り組みにより、路線バスなど公共交通の利用増をはかる必要がある。
- ⑪ 情報通信基盤の整備促進など地域情報化を推進するとともに、高齢者や障害者などの情報弱者への情報提供、地域による格差是正への対応が必要である。

(6) 生涯にわたる学びのまち

- ① 教育用コンピュータの整備や学校図書館の機能充実をはかるとともに、子どもたちがまちづくりについて考える機会を充実する必要がある。
- ② 人間性豊かな教師の育成や意識の向上など、教師の指導力の向上をはかる必要がある。
- ③ 国の有利な制度を活用した校舎・体育館の整備、環境や防災面に配慮しながら、計画的に設備の改修をすすめる必要がある。

- ④ 学校教育と家庭教育や地域との連携の重要性を強調する必要がある。
- ⑤ 高校への進学機会を確保するため、私立高校や帯広南商業高校を含めた対応を検討する必要がある。
- ⑥ 新たな大学については、地域の特性や優位性を活かした多様なあり方を検討するなど、幅広く取り組みをすすめる必要がある。
- ⑦ 市民の芸術・文化活動を促進するため、市のホームページの活用などにより地元作家の作品が鑑賞できる機会を拡大する必要がある。
- ⑧ 多くの子どもたちがスポーツに親しみをもち、楽しむ機会をつくるとともに、市民が手軽に取り組める新しいスポーツを開発するなど、スポーツ人口の裾野を広げる取り組みが必要である。

(7) 思いやりとふれあいのまち

- ① 平和に対する自治体の意志を発信するとともに、子どもたちに平和の重要性を伝えることが必要である。
- ② 男女共同参画を推進するため、各施策において横断的な取り組みをすすめる必要がある。
- ③ 民間借家におけるユニバーサルデザイン^(※10)の普及促進や、ハードはもとより、心のユニバーサルデザインについても取り組む必要がある。
- ④ 地域が課題解決に向けて主体的に取り組む仕組みづくりを促進していく必要がある。
- ⑤ アイヌの人たちの誇りの尊重について、国の政策や北海道の取組みを踏まえ、施策を押し進めていく必要がある。

(8) 自立と協働のまち

- ① 市職員やOBなどが能力や経験を活かして、協働の受け皿となる市民の組織づくりを促進する必要がある。
- ② 市民協働をすすめるため、正確で市民に分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、ホームページ以外の手法も充実する必要がある。
- ③ 自治体財政の現状を市民に分かりやすく正確に伝える必要がある。
- ④ 民間活力を積極的に活用するなど、不断に行財政改革に取り組む必要がある。
- ⑤ 管内町村と連携して広域行政に取り組むなど、十勝が一体となった地域づくりをすすめる必要がある。
- ⑥ 子供の権利の尊重、地球環境保全、景観の形成、男女共同参画など、条例の制定・活用により、総合計画の効果的な推進や行政事務における法務部門の充実をはかる必要がある。

5 全般

- ① 市民に見やすく、わかりやすい計画書となるよう構成や表現などの工夫をする必要がある。
- ② 推進計画の策定にあたっては、財政見直しを踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、事業の効果等を見極めながら柔軟に対応する必要

がある。

【 注 釈 】

- ※1 グローバル化
資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- ※2 セーフティネット
社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などがある。
- ※3 ハサップ (HACCP)
危害分析重要管理点。NASA (アメリカ航空宇宙局) が宇宙食の衛生管理のために考案した手法で、食品工業やレストランの衛生管理に応用されている。
- ※4 トレーサビリティー
食品の生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすること。生産履歴管理システム。
- ※5 バイオマス
生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。生物資源。
- ※6 キャスビー (CASBEE)
建築環境総合性能評価システム。2001年に国土交通省が主導し、(財)建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発されたシステム。
- ※7 ゼロエネルギー住宅
日中、太陽光発電によって作り出す電気のうち、余剰分を電力会社に売り、夜間や雨の日など発電できない時には不足分を電力会社から買うことで、電気を金銭に換算し、住宅にかかる電気代をトータルでゼロにする考え方。
また、太陽・大気・大地の3つの自然エネルギーを組み合わせた環境低負荷型のローエネルギーハウスの研究が進められている。
- ※8 コレクティブハウジング
北欧で発祥した居住スタイル。今後の少子高齢化社会や男女共同参画社会に対応するため、個々の住戸のプライバシーを確保しつつ、台所や食堂、洗濯室等の共用部分を設け、食事の用意などの家事を共同で行う住まい方のこと。長所として、家事の軽減、鍵っ子の解消、高齢者の安否確認や孤独感の解消などがある。
- ※9 モビリティマネジメント
多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ (移動状況) が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組み。
- ※10 ユニバーサルデザイン
高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

(5) 帯広市総合計画策定審議会開催経過

年月日	事項
平成19年8月1日	第1回帯広市総合計画策定審議会 ○新しい総合計画策定について
平成19年9月20日	第2回帯広市総合計画策定審議会 ○新しい総合計画策定について
平成19年10月29日	第3回帯広市総合計画策定審議会 ○諮問 ○自治体を取り巻く社会・経済情勢について
平成19年11月20日	第4回帯広市総合計画策定審議会 ○今後のまちづくりの方向について
平成19年12月20日	第5回帯広市総合計画策定審議会 ○今後のまちづくりの方向について ○専門部会について
平成20年1月23日 ～ 平成20年2月28日	第1～第3専門部会【各専門部会4回開催】 ○まちづくりの課題と取り組みの基本方向
平成20年3月24日	第6回帯広市総合計画策定審議会 ○帯広市のめざす姿（将来像）について ○人口について
平成20年4月7日	第7回帯広市総合計画策定審議会 ○めざすまちの姿について ○中間報告について
平成20年4月21日	第8回帯広市総合計画策定審議会 ○中間報告（素案）について
平成20年4月25日	第9回帯広市総合計画策定審議会 ○中間報告（案）について
平成20年5月19日	中間報告 提出
平成20年6月2日 ～ 平成20年7月24日	第1～第3専門部会【各専門部会4回開催】 ○人口の考え方について ○土地利用の考え方について ○分野別の方向性について ○評価について ○まちづくりの理念・都市像・目標について
平成20年8月7日	第10回帯広市総合計画策定審議会 ○答申書（素案）の構成について ○答申書（素案）の概要について
平成20年8月18日	第11回帯広市総合計画策定審議会 ○答申書（素案）の構成について ○答申書（素案）の内容について
平成20年8月22日	第12回帯広市総合計画策定審議会 ○答申書（案）について
平成20年8月29日	答申書 提出

(6) 帯広市総合計画策定審議会委員

朝日照夫 職務代理者

安達秀昭 (平成20年3月31日退任)

阿部千鶴子

内田秀雄

小栗静雄

梶伸二

門屋充郎 (平成20年6月8日退任)

金子健太郎

上村明仁

川田章博 (平成20年1月10日退任)

合田倫佳

小森正伸

斉藤允雄

笹川洋子

佐々木市夫 会長

佐藤淑子

真井徳幸 (平成20年6月8日退任)

清水マチ子

進藤亘子

杉森繁樹

武井純子

中野正睦

新妻宏美

野村文吾

羽賀陽子

福田隆則

藤田光輝 (平成20年6月8日退任)

古家智子

松崎拓郎

松田孝志

眞鍋憲太郎

圓山嘉都美

村越敏雄

本江憲子

和田賢二

第1部会 (都市機能・産業部会)

部会長 和田賢二 副部会長 小森正伸

安達秀昭 金子健太郎

上村明仁 川田章博

進藤亘子 斉藤允雄

中野正睦 野村文吾

福田隆則 藤田光輝

松田孝志

第2部会 (安心・安全部会)

部会長 内田秀雄 副部会長 阿部千鶴子

小栗静雄 門屋充郎

笹川洋子 佐々木市夫

真井徳幸 清水マチ子

武井純子 羽賀陽子

圓山嘉都美 村越敏雄

第3部会 (生活・環境・教育部会)

部会長 朝日照夫 副部会長 杉森繁樹

梶伸二 合田倫佳

佐藤淑子 新妻宏美

古家智子 松崎拓郎

眞鍋憲太郎 本江憲子

※諮問から答申の間 (平成19年10月29日～平成20年8月29日) の委員、
五十音順、職名は答申時点

(7) 帯広市総合計画策定審議会 答申書

新しい総合計画について 答申書
(平成20年8月 帯広市総合計画策定審議会)

はじめに

帯広市総合計画策定審議会は、平成19年10月、帯広市総合計画策定審議会条例に基づき、帯広市長から新しい総合計画の策定にあたって意見提言を提出するよう諮問されました。

これを受けて、本審議会は、他都市に置き換えられない帯広市の自然と社会、歴史に根ざした地域性や時代の潮流とまちづくりの課題を確認し、その課題に対応する帯広市の理想像を追い求めて議論を重ねてきました。

その議論においては、多様な立場と意見に対する相互理解がまず大切であると考えました。しかし、同時に、その立場と意見の違いによる対立・葛藤の中から横断的な新地平を見つけ出す工夫も極めて重要であると認識しました。

新しい総合計画の策定では、過去の総合計画からの継承の側面を持つことを忘れてはならないと考えました。その一方で、総合計画は将来の世代に大きな影響を及ぼすこととなるため、将来の帯広市民への配慮と責任を自覚した新しさの創出も大切であると考えました。このため、過去の総合計画への顧慮と新しさの創出とのバランスを念頭に置き、委員各自の自己革新を通して、帯広市のめざすまちの姿やまちづくりの分野別の方向性を討議し、その整理に努めました。

平成20年5月には中間報告を提出するとともに、その後も引き続き、幅広い項目にわたり議論を発展・深化させました。

最終的に、様々な新しさの創出を盛り込むことができましたが、その中で最も強調すべきことは、次の3点であると確認できます。

一に、人口減少時代の到来を認識し、これまでの都市基盤整備をはじめとした量的な充足から、それらの有効活用などによる市民生活の質の向上に重点を置く考え方を明確に打ち出したことです。

二に、全国公募の中から「環境モデル都市」に選定されたことは、地球環境時代に貢献する都市・帯広市を世界に発信する絶好の機会であると捉え、その推進を盛り込んだことです。

三に、計画の実践手法として、自治体が計画の中で、その実行に関わる評価について自ら位置付け、次の行政活動を選択していく評価制度を初めて採り入れたことです。

本審議会はこれまでの審議結果を整理し、ここに答申するものであります。

1 時代の潮流とまちづくりの課題

現在、我が国は、社会・経済構造が大きく変化する時代を迎えています。また、社会の成熟化とともに、市民ニーズは、量的な充足から安全・安心な生活や質的に充実したライフスタイルを求

めるなど、ますます多様化・高度化しています。これからの帯広市は、こうした地域社会を取り巻く時代の潮流を見据えながら、様々な課題に的確に対応していくことが求められます。

(1) 少子・高齢社会と人口減少時代の到来

我が国は、少子・高齢化が急速に進行するとともに、戦後一貫して増加を続けてきた人口は減少局面を迎えています。

帯広市においても、人口減少と少子・高齢化の進行は、まちづくりの大きな課題となっています。

少子・高齢社会の到来や人口の減少は、労働力の減少やまちづくりの担い手不足による地域活力の低下、社会保障費の増大などを引き、市民生活の様々な面への影響が懸念されています。

このため、定住人口や交流人口の確保をはかるとともに、安心して子どもを産み育て、生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができる環境づくりや女性や高齢者が一層活躍できる社会づくりをすすめるなど、活力ある地域社会を創出していくことが課題となっています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

近年、国内外において地震や洪水など大規模な自然災害が発生しています。また、安全な暮らしを脅かす重大な事件・事故が発生するとともに、食の安全性に対する信頼が失われる中、安全で安心な暮らしを求める意識が高まってきています。

このため、災害などから市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくり、自立した消費者の育成、事件や事故から子どもや高齢者などの弱者を守る安全なまちづくりが課題となっています。

また、我が国の食料供給基地の役割を担う帯広・十勝として、今後も安全で安心できる食料供給への期待に応えていくことが課題となっています。

(3) 経済・産業の環境変化

我が国の社会・経済は、高度経済成長時代から低成長時代へと移行しており、今後は、経済活動の基礎となる人口規模の縮小や人口構造の変化が一層進行することが予測されています。

また、経済のグローバル化がすすんでおり、世界各地との経済交流が活発化しています。貿易自由化の流れは経済の活性化につながる一方で、海外との競争が一層激しくなるものと懸念されています。さらに、科学技術の進歩などにより、産業の高度化や複合化がすすめられています。

地域の活力を高めるため、こうした環境の変化を的確に捉え、地域特性を活かした農林業、商工業の振興や産業間連携の強化、中小企業の振興、さらには様々な地域資源を活用した観光振興に取り組み、地域経済の活性化をはかることが課題となっています。

(4) 地球環境問題の顕在化

近年、地球温暖化の影響により、世界各地で異常気象の発生や海面の上昇など様々な問題が顕在化しています。また、日常生活や産業活動に伴う廃棄物の処理問題や資源・エネルギーの逼迫への対応も世界的な課題となっています。

世界各国では環境問題への取り組みがすすめられており、我が国においても、温室効果ガスの削減やバイオマスエネルギーの活用などがすすめられています。

私たちの暮らしを守り、次の世代に地球環境を良好な状態で引き継いでいくためには、こうした地球環境問題に積極的に取り組んでいくことが求められています。

環境問題は、地域の暮らしや産業とも大きく関わるものであり、これまでの取り組みを基礎として、将来にわたって都市と自然が共存できる社会の仕組みづくりをすすめる、地球環境の保全に貢献していくことが課題となっています。

(5) ネットワーク社会の進展

全国的な道路、鉄道、航空など交通ネットワークの整備の進展にともない、人や物の流れは、一層広域化、高速化しています。

帯広・十勝においても、高速道路網として、北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備がすすめられており、道央圏をはじめ道内各地との交通アクセスの向上による、交流人口の増加や産業への波及効果が期待されています。

一方で、道央圏への消費購買力の流出も懸念されることから、広域交通ネットワークの利活用をすすめる、地域経済の活性化をはかる必要があります。

また、高速道路やとちかち帯広空港、十勝港が相互に有機的なネットワークを形成し、十勝圏における物流の拠点や大動脈として利活用をすすめる、地域経済の発展につなげていく必要があります。

近年、情報通信技術が飛躍的な発達を遂げ、生活利便性や生産性の向上をもたらしています。

情報化時代を迎え、経済・産業、医療、教育など様々な分野で、情報通信ネットワークを有効活用するとともに、魅力ある地域情報を積極的に発信し、地域の活性化につなげていくことが課題となっています。

(6) 価値観の多様化と市民協働の進展

社会の成熟化や価値観の多様化、生活水準の向上、さらには余暇時間の増加などにより、人間らしくゆとりのある質的に充実したライフスタイルを求める傾向が強まっており、郷土の自然や歴史、文化などへの関心も高まってきています。

さらに、公共サービスに対する市民ニーズの多様化にともない、公共の領域も拡大しています。

その一方で、町内会など既存の組織に加え、NPO法人やボランティア組織などが新たな公共の担い手として、まちづくりの一部を担うようになってきており、これらの活動の人的ネットワーク

が広がりつつあります。

こうした状況を踏まえ、公共の担い手となる様々な主体が積極的にまちづくりに参画し、行政と協働して、活力ある地域社会を形成していくことが課題となっています。

(7) 地方分権の進展

我が国は、これまでの中央集権型から地方分権型の行政システムへと転換しつつあり、国においては基礎自治体や地方行政制度のあり方などについて議論がすすめられてきています。

今後、地方分権改革の進展にともない、国と地方の役割分担の見直しや道州制の導入などが、すすめられようとしている状況にあります。

分権型社会に対応していくためには、地域が自らの意思と責任で、地域の特性や優位性を活かしながら、市民協働により個性と魅力あるまちづくりをすすめることが必要となっており、安定的な財政基盤づくりや広域的な行政運営に取り組むとともに、効率的かつ効果的な自治体経営をすすめることが課題となっています。

2 人口に対する考え方

我が国は、本格的な少子・高齢社会の到来や人口減少時代を迎えており、帯広市においてもこうした現状認識の上に立って、市民生活の充実を基本としたまちづくりをすすめていく必要があります。

人口の減少は、労働力人口の減少や消費購買力の低下など、社会全般にわたって様々な影響を与え、地域活力の低下が懸念されるなど、まちづくりの重要な課題です。

このため、雇用の場の創出や若者・子育て世代などが住みやすい環境づくりなどに取り組み、定住促進をすすめるとともに、地域資源を活かした観光振興などによる交流人口の増加をはかり、人口減少時代においても将来にわたって活力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

3 土地利用に対する考え方

帯広市は、民間による開拓期、明治時代の拓殖区画による整備を経て、計画的な市街地開発や道路網の整備など土地利用をすすめてきましたが、少子・高齢化の進行や人口減少時代を迎え、まちづくりは大きな転換期を迎えています。

このため、市街地の拡大を抑制し、未利用地の有効活用をすすめるとともに、既存の都市基盤の適切な維持管理をはかりながら、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめていくことが必要です。

また、まちの顔である中心市街地の活性化や既存市街地の利便性・快適性を高め、住みやすいまちづくりをすすめるとともに、企業の立地動向や産業立地条件などを見据えて総合的に産業系の土地を検討していく必要があります。

農村地域については、生産の場として引き続き農地の維持をはかるとともに、農村の生活環境整

備をすすめながら、都市との交流の場などとしていく必要があります。

日高山脈などの森林地域については、国土保全や水源かん養など公益的な機能を有しており、今後とも豊かな自然環境や美しい景観を保全する必要があります。

4 まちづくりの基本的考え方

私たちは、社会・経済情勢の変化や地域の課題に適切に対応し、活力あるまちを次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、これまでの歴史や生活・文化などの貴重な財産をもとに、地域の特性や優位性を十分に活かし、市民と行政の協働により、持続可能な自主・自立のまちづくりをすすめていく必要があります。

(帯広市の地域特性)

帯広市は、十勝川水系の豊かな水と日高山脈のふもとに広がる肥沃な大地に育まれた大規模農業が展開されており、農業や食と密接に関連する産業・技術が集積しています。

晩成社をはじめとする民間開拓の歴史に基づいたフロンティア精神が今も受け継がれており、世界で唯一のばんえい競馬や北国の気候を活かしたスピードスケートの振興など、地域の歴史や風土に根ざした文化が育まれています。

(まちづくりの理念の継承)

帯広市は、昭和34年に全国に先駆けて総合計画を策定し、以来、半世紀にわたり、一貫して人間尊重を基本として都市と農村が共生する活力あるまち「田園都市」の理念のもとにまちづくりがすすめられてきました。

今後もこうしたまちづくりの理念を継承し、地域の持つ特性や可能性を引き出しながら、新しい時代を積極的に切り拓き、未来に向かって発展するまちづくりをめざすことが重要です。

(中核都市機能の形成)

十勝圏の中核都市である帯広市は、様々な都市機能が集積しており、今後ますます、圏域全体を見据えた都市機能の充実や管内町村との連携のもと十勝の発展に資する役割を發揮することが求められています。

さらに、今後の広域交通ネットワークの進展を踏まえ、東北北海道における広域的な中核都市としての役割をも視野に入れたまちづくりをすすめていく必要があります。

(世界に貢献する都市)

今日、地域社会は、経済のグローバル化や地球規模の環境問題など、世界の動向と密接に関わっており、世界的な視野を持ってまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

帯広・十勝が持つ地域特性を活かし、地球環境問題に貢献する「環境モデル都市」としての先駆的な取り組みや食料供給基地としての役割に加え、

JICA研修員や留学生の受入などこれまでの蓄積を基礎として、国内はもとより世界に貢献するまちづくりをすすめる必要があります。

5 めざすまちの姿

(防災・安全分野 ～ 安全で安心して暮らせるまち)

台風や地震などの自然災害や事件・事故などから市民の生命や財産を守ることが求められています。

防災や被害の未然防止に向けた市民意識を啓発し、日頃から災害や事故に対する備えを十分に整えることが大切です。

また、建物の耐震化をはじめ、災害に強い都市基盤の整備をすすめるとともに、市民と行政の連携によって高齢者や子どもなど弱者を守るため、地域と協働して 防災に取り組む体制の整備をはかるなど、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりをすすめる必要があります。

(保健・福祉・子育て分野 ～ ともに支え合い健康に暮らせるまち)

本格的な少子・高齢社会に対応するため、地域や企業、行政などが連携し、社会全体で子育て支援を行うなど、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を整えることが必要となっています。

また、高齢者や障害のある人を地域で支援する体制づくりや市民がいつでも適切な医療を受けられる体制を充実する必要があります。

さらに、国民健康保険や介護保険をはじめとした社会保障制度の充実などにより、市民一人ひとりが地域社会の中で、ともに支え合いながら、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりをすすめる必要があります。

(経済・産業分野 ～ 産業が育ち活力のあるまち)

全国的な人口減少や地域経済の低迷による大都市圏への人口流出がすすんでいることから、地域産業を振興し、市民生活を支える雇用の場を確保することが求められています。

そのためには、経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化など経済・産業の変化を的確に捉え、農業や商工業など関連産業が連携を強め、地域の特性や優位性を活かした産業の振興、環境分野などにおける新たな産業の育成をすすめる必要があります。

また、雄大な自然景観や安全で良質な農畜産物、豊かな食文化などの地域資源を活かした観光振興や中心市街地の活性化を通じて、人々が集う、活力のあるまちづくりをすすめる必要があります。

(環境・緑化分野 ～ 豊かな自然と共生するまち)

地球規模の温暖化の進行に伴う世界的な異常気象の発生など、地球環境が大きく変化してきています。

豊かな自然環境を保全し、将来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりが環境に配慮したラ

イフスタイルを実践し、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量・資源化など、身近な取り組みを通して環境への負荷を低減する活動を推進する必要があります。

さらに、公園の整備や緑化活動の推進など生活環境の充実をはかり、豊かな自然と共生する潤いとやすらぎのあるまちづくりをすすめる必要があります。

(都市基盤分野 ～ 機能的で快適に暮らせるまち)

人口減少時代の到来や少子・高齢化の進行など社会構造が変化する中で、充実した都市機能を維持していくためには、これまで整備してきた都市基盤を有効に活用し、コンパクトで持続可能な都市をめざすとともに、生活意識や家族形態の変化などに応じた快適で利便性の高い住環境をつくるのが大切です。

また、ネットワーク社会に対応するため、道路網や航空路線網、情報通信網の整備とともに、地域における公共交通などの充実をはかり、人・物・情報が活発に行き交う、効率的で機能的なまちづくりをすすめる必要があります。

(教育・文化・スポーツ分野 ～ 生涯にわたる学びのまち)

まちづくりをすすめていく上では、地域を支える人材の育成が重要であり、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、地域で活躍することができる環境づくりが大切です。

未来を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を身につけ、たくましく健やかに育つためには、学校教育の充実のもとより、家庭・地域との連携や将来の夢に向かって意欲的に学ぶことができる環境を整備することが必要です。

また、生涯にわたる学習活動や芸術・文化、スポーツ活動などによって、自らの才能や能力を高め、互いに交流を深めることを通じて社会参加を促進し、生きがいを持って充実した毎日を送ることができるまちづくりをすすめる必要があります。

(地域社会づくり分野 ～ 思いやりとふれあいのあるまち)

人々が互いの立場や多様な価値観を認め合い、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての市民が能力を発揮することができる社会づくりとともに、誰もが不自由を感じることなく安全に暮らせる環境づくりをすすめることが大切です。

また、国内外との様々な交流を通して異なる文化や価値観への理解を深め、まちづくりに対する意識を高める必要があります。

住みよい地域社会を維持する上で、都市化の進展などに伴う人間関係の希薄化が問題となっており、地域コミュニティ組織の活発な活動を通して住民どうしが結びつきを強め、思いやりとふれあいのある相互の信頼関係が築かれたまちづくりをすすめる必要があります。

(自治体経営分野 ～ 分権時代に対応した自治体形成)

社会の変化に伴う新たな地域課題や市民ニーズの多様化などにより、公共の領域は徐々に拡大してきており、これに対応するためには市民と行政による協働のまちづくりがますます重要となっています。

NPO法人やボランティア組織などまちづくりを担う多様な主体と行政が、行政に関する情報を共有し、役割と責任を分担しながら、質の高い公共サービスを提供し、個性と魅力あるまちづくりをすすめることが必要です。

また、地方分権が進展する時代においては、行財政改革に継続的に取り組むとともに、管内自治体との広域的な連携や効率的で効果的な行財政運営などに努め、地域の意思と責任に基づく主体的なまちづくりを推進する必要があります。

6 まちづくりの分野別の方向性

めざすまちの姿を実現するための、それぞれのまちづくりの分野における課題とその対応の方向性を示します。

また、実施にあたっては、評価制度の導入により、めざすまちの姿の実現に向けた着実な取り組みが必要です。

(1) 評価制度の導入

めざすまちの姿を実現するためには、あらかじめ政策・施策の目標を明らかにすることが必要です。また、その目標の達成状況について評価を行い、評価結果を踏まえた取り組みの継続的な改善が必要です。

目標の達成状況を適切に評価するためには、行政活動の成果を客観的に反映する数値を指標として用いるとともに、併せて目標の達成状況に対する市民の実感を調査し、評価に反映させるなど、市民の視点に立った評価の手法を併用した制度とすることが重要です。

(2) 分野別の方向性

(防災・安全分野)

市民が安全で安心して暮らすためには、地域防災体制づくりをすすめる、自然災害に対して備えるとともに、消防力を充実することが重要です。

また、犯罪や交通事故などの被害を防止する取り組みを、行政・関係団体・地域などが連携してすすめる必要があります。さらに、市民が安心して消費活動ができる環境づくりが必要です。

○地域防災

地震や台風などの自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、行政と連携しながら地域全体で防災対策に取り組むことが必要です。

このため、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、地域における自主防災組織の育成や災害

時において援護が必要な人たちに迅速に対応できる体制づくりが必要です。

また、災害時において、水や食料などの生活必需品を迅速に供給できるよう、備蓄物資の確保に加え、民間企業から優先的に供給を受けることのできる体制整備が必要です。

さらに、地震による建築物の倒壊被害を未然に防止するため、災害時の避難所となる学校施設など建築物の耐震化をすすめることが必要です。

このほか、近年、全国各地で集中豪雨などによる被害が発生していることから、帯広・十勝においても治水対策を関係機関とともにすすめる必要があります。

○消防・救急

火災や地震などから市民の生命や財産を守るためには、消防施設整備や装備の高度化、地域住民と連携した初期消火の対応など消防体制の充実が必要です。

さらに、近年、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急体制の整備・充実をはかるとともに、市民への応急手当の正しい知識の普及などに努め、救命率の向上に取り組む必要があります。

○防犯

犯罪の発生を防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、子どもの登下校時の見守り活動など、自主的な地域防犯活動を促進することが必要です。

犯罪が起こりやすい暗がりの解消など、行政・地域、学校・家庭が連携・協力し、地域全体で犯罪の起こりにくい生活環境の整備をすすめる必要があります。

○交通安全

幼児、児童、高齢者など特に交通事故に遭いやすい人の被害を防止するため、様々な機会を捉え、交通安全教育を推進することが必要です。

また、歩行者や自転車を利用する人たちの安全を確保するため、歩道など交通安全施設の整備をすすめる必要があります。

○消費生活

消費生活を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、様々なトラブルや消費者被害が依然として発生しています。

消費者自らが主体的に適切な消費活動が行えるよう、消費者教育や情報提供をすすめるとともに、被害者救済などの相談体制の充実をはかる必要があります。

(保健・福祉・子育て分野)

本格的な高齢社会を迎え、生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていくことは、市民すべての願いです。

そのためには、保健や地域医療体制、社会保障制度の充実や、高齢者や障害のある人などが、住

み慣れた家庭や地域で、生きがいを持って暮らすことのできる環境づくりが必要となっています。

また、子育て支援の充実や青少年の健全育成のための環境づくりをすすめる必要があります。

○保健

食生活や喫煙、飲酒、運動不足などに起因する生活習慣病が増加していることから、各種検診の機会を確保するなど、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組む環境づくりが必要です。

また、新型インフルエンザなど新たな感染症に対する危機管理体制について、国や道、関係機関と連携しながら検討する必要があります。

○医療

全国的に医師不足や診療科目の偏在など、地域の医療体制を維持する上で、様々な課題が生じています。

帯広市においても、二次救急体制の維持などが課題となっており、今後、医師会や関係機関との連携をはかり、十勝圏全体の医療の充実について検討する必要があります。

また、夜間急病センターの利便性の向上や機能の充実をはかるとともに、看護師など地域医療に従事する人材の育成をはかる必要があります。

○地域福祉

福祉の取り組みが、施設における福祉から地域福祉へと転換してきていることから、地域における課題を的確に把握し、福祉団体への支援や民生委員・児童委員の適正配置など、地域福祉活動を充実する必要があります。

また、身につけた知識や技能を活かせるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるほか、ボランティア組織の育成や支援を行っていく必要があります。

さらに、既存制度の谷間にある人たちやこうした人たちを支える活動を行っているグループなどにも目を向けていく必要があります。

○高齢者福祉

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしや介護を必要とする高齢者世帯が増加しており、こうした高齢者が施設に入所することなく、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域社会全体で支える環境の整備が求められています。

このため、民生委員や地域住民、ボランティアなどが地域で高齢者を支えるネットワークづくりをすすめるほか、在宅福祉サービスの充実をはかり、介護する家族を支援する取り組みが必要です。

一方、在宅での生活が困難な高齢者については、安心して暮らしていけるよう高齢者福祉施設の整備を促進することが必要です。

また、高齢者がいつまでも健康で暮らすためには、就労や趣味を通じて、生きがいを持って生活できるよう社会参加を促進する環境を整備すると

ともに、介護予防サービスを充実する必要があります。

○障害者福祉

障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすためには、市民の意識啓発や理解を促進し、地域社会全体で支える仕組みをつくることが大切です。

このため、在宅支援を中心として、個々の障害の状況や成長過程に応じたサービスを提供し、障害のある人が地域で生活できる福祉サービスを提供する必要があります。

また、就労に必要な知識や能力を向上させ、就労機会の拡大をはかるなど、障害のある人たちの社会参加を支援する取り組みが必要です。

○社会保障

国民健康保険や介護保険、国民年金、生活保護などの社会保障制度は、市民が安心して生活していく上で、極めて重要な役割を担っていることから、これらを維持していくため、制度の安定化、健全化などを国に要請しながら、効率的な制度運営に一層努めていく必要があります。

○子育て

安心して子どもを生み育てるためには、母子保健の充実とともに、子育ての不安を解消するための相談・支援体制の充実、さらには地域住民やボランティアによる支援の充実をはかる必要があります。

また、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実や企業に対する育児休業制度の普及など、仕事と子育てが両立できる環境整備を促進する必要があります。

さらに、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組む、子どもたちを暴力から守る必要があります。

○青少年

子どもたちが、豊かな人間性を育み、社会の中で生きていく力を身につけるためには、家庭のみならず地域社会全体で子どもたちの健全育成に取り組む必要があります。

このため、放課後を活用して、子どもたちに遊びや学ぶ機会を提供するとともに、様々な体験や地域活動への参加を通して、子どもたちが健全に育つ環境づくりをすすめる必要があります。

さらに、いじめや非行など青少年の問題行動の未然防止、早期発見や指導に努める必要があります。

(経済・産業分野)

地域が持続的に発展していくためには、産業を育成し地域経済の活性化をはかることが重要です。

このため、帯広・十勝の基幹産業である農業を核として製造業や商業など関連産業との連携を深めるとともに、地域の特性や優位性を活かした新たな産業の創出をすすめる必要があります。

また、まちの顔である中心市街地の活性化をは

かるとともに、周辺観光地との広域的な連携や十勝ならではの食や自然景観を活かした観光振興により、交流人口の拡大をはかる必要があります。

○農林業

帯広・十勝の基幹産業である農業は、貿易自由化の流れや資材・飼料の高騰などの影響を受け、厳しい状況に置かれています。

このため、多様な担い手の育成や生産性・収益性の向上をはかるとともに、品質の高い地域ブランドなどを活かした競争力の向上を通じて体質強化をはかり、環境の変化に対応できる持続的な農業を確立することが必要です。

また、安全で安心な農畜産物の供給や情報提供などを通じて、消費者の期待に応えることが重要です。さらに、生産者と消費者が交流を深め、地産地消に取り組むとともに、観光など農業のもつ多面的機能を活かす取り組みをすすめていく必要があります。

林業については、森林資源としての利用のみならず、環境保全や美しい景観の形成など重要な役割を持っており、今後は、輸入材の増加に対応するため、他の産業との連携により地域の林業を守り続けていく必要があります。

○工業

十勝産業振興センターの支援機能を十分に活用し、新製品開発能力の向上をはかるとともに、十勝ブランドの確立や販路の拡大などにより、地元企業の活性化をはかる必要があります。

また、食品加工など地域の特色や技術力の集積を活かし、企業誘致に取り組む必要があります。

○商業

商業については、消費者ニーズの多様化や広域交通網の整備などにより、道央圏への消費の流出が懸念されており、商店街の魅力を向上させ、消費を拡大することが課題となっています。

このため、経営者意識の向上をはかるとともに、個々の専門店が連携を深め、商店街全体の魅力や利便性を高めていく必要があります。

○中小企業

帯広市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の基盤強化に取り組み、地域産業の発展につなげることが求められています。

中小企業の基盤強化のためには、関係機関との連携による相談体制の充実や円滑な資金供給、人材の育成や担い手の確保など、中小企業の現状を踏まえて、複合的に施策をすすめていく必要があります。

○産業間連携

帯広市には、食品加工など農業関連の製造業が集積しています。地域産業の振興をはかるためには、基幹産業である農業を核として関連産業が連携を強め、未利用資源の利活用など地域の特性や

優位性を最大限に活かした新たな産業を創出するなど、力強い産業構造を構築していくことが必要です。

また、十勝産業振興センターによるコーディネート機能の充実をはかりながら、大学や試験研究機関との連携をすすめ、地場企業の技術力の向上に取り組む必要があります。

○雇用

少子・高齢化の進行により地域産業を支える担い手の不足が懸念されています。

関係機関と連携し雇用の確保・拡大に努めるとともに、年齢や性別にかかわらず、意欲や能力のある人材を十分に活かしていく必要があります。

また、勤労者が生き生きと働ける環境づくりをすすめていく必要があります。

○中心市街地

まちの賑わいを維持するためには、まちの顔である中心市街地の活性化が重要です。

食文化など地域の特色ある資源を活かしながら、商業と観光の結びつきを深め、魅力ある中心市街地づくりに取り組む必要があります。

また、都心部居住や都市機能の集積、交通アクセスの向上などをはかり、多くの人が集まりふれあうことができる環境を整備する必要があります。

○観光

帯広・十勝は、食や自然、農業をはじめ、農耕文化を発祥とする世界で唯一のばんえい競馬など特色ある観光資源に恵まれており、こうした魅力を十分に活用する必要があります。

多様化する観光ニーズに対応するためには、帯広・十勝ならではの観光資源を組み合わせ、体験・滞在型観光への取り組みや関連団体、業界などとの連携による広域観光の推進、受け入れ体制の充実など、魅力ある観光づくりをすすめていく必要があります。

また、高速道路網の整備や空港機能の充実によって、他圏域や東アジアなどとの活発な交流が期待されており、これまで以上に旅行業界などと連携し、国内のみならず海外からの観光客誘致に積極的に取り組む必要があります。

(環境・緑化分野)

人類が存続するための基盤である地球環境を守るため、低炭素型社会や資源循環型社会をめざした取り組みがすすめられています。

このため、市民・民間企業・行政が日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量・資源化などに取り組んでいくことが求められています。

また、都市公園や水辺の環境整備など緑化活動の推進や豊かな自然から生まれるおいしい水の安定的な供給、下水道施設の適切な維持管理による生活環境の充実をはかる必要があります。

○地球環境

急速にすすむ地球温暖化などの地球環境問題は、世界的に取り組んでいかなければならない重要な課題であり、省エネルギーの推進はもとより、太陽光などの自然エネルギーや地域に豊富にある未利用バイオマス資源の有効活用などを積極的にすすめる必要があります。

また、市民への意識啓発や環境教育の充実などを通して、地球環境を守る意識を育てるとともに、市民一人ひとりが温室効果ガスの排出が少ない生活を心がける必要があります。

さらに、森林や緑地、河川などの自然環境や水質・大気などを保全するための取り組みをすすめていく必要があります。

○廃棄物処理

社会・経済活動やライフスタイルを見直し、資源循環型社会を形成していくことが求められています。

このため、市民や企業と連携しながら、包装の簡易化などによるごみの減量化をはじめ、地域における自主的なりサイクル活動の促進などに積極的に取り組む必要があります。

○公園・緑地

市民の手で創り上げてきた帯広の森や十勝を代表する景観の一つである防風林などを守り育てていく必要があります。

また、市民の憩いの場や子どもたちが生き生きと遊べる場としての公園の整備や市街地における緑地空間の確保、河川緑地の整備など、質の高い緑豊かな環境づくりを市民との協働によりすすめる必要があります。

○上水道

良質な水を供給する上水道は市民共通の財産であり、生活を支える重要なライフラインです。

今後も水質を守り、将来にわたって安心して利用することができるよう、水源の保全・確保に努めるとともに、災害時などにおいても安定して水を供給することができるよう、災害に強い施設整備などをすすめる必要があります。

また、水源の保全や水道水の利用促進などについて市民理解を得るため、情報提供や市民意識の啓発をはかることも必要です。

○下水道

下水道の整備は、これまで着実にすすめられており、今後は、災害時における市民生活への影響を最小限にするため、災害に強い施設整備をすすめる必要があります。

また、下水道の適切な利用について、市民への情報提供や意識啓発をはかることも必要です。

(都市基盤分野)

人口減少時代の到来により、これまでの人口増

加を背景とした市街地の拡大など、量的な充足を中心としたまちづくりから、質的な充実を中心としたまちづくりへと転換していくことが求められています。

多様な市民ニーズやライフスタイルに応じた安全で快適に暮らせる住環境の提供、豊かな自然と調和した美しい景観づくりをはじめ、市民生活の利便性の向上のための道路や情報通信網の整備に加えて、広域交通網などの総合的な交通体系の整備をすすめる必要があります。

○住宅・住宅地

市街地における未利用地の利用促進や都心部居住の促進など、多様な市民ニーズに応じた住宅供給をすすめるとともに、既存の都市基盤の適切な維持管理や有効活用をすすめていく必要があります。

公営住宅については、計画的な建替をすすめるとともに、民間住宅や既存公営住宅の有効活用をはかりながら、質の向上に取り組む必要があります。

また、高齢者や障害のある人に対しても快適な居住空間を提供する必要があります。

○景観

帯広・十勝は、季節によって彩りを変える日高山脈の山並みや防風林といった美しい田園風景を有しており、こうした貴重な財産を大切にしながら、帯広・十勝らしい農村景観づくりをすすめることが大切です。

また、市街地においても、良好な緑の景観など個性と魅力ある都市景観づくりをすすめる必要があり、次の世代に引き継いでいく必要があります。

○墓地・火葬場

墓地・火葬場は、高齢者人口の増加などに伴い、今後さらに件数の増加が見込まれます。

今後は、多様な市民ニーズに対応するとともに、需要に応じた効率的な墓地の整備・運営をすすめる必要があります。

また、火葬場についても、今後の火葬件数の増加に対応するため、適切な管理・運営をすすめる必要があります。

○道路

幹線道路の計画的な整備や市民の利便性・安全性に配慮した、誰もが安心して利用できる生活道路の整備をすすめる必要があります。

また、除排雪体制の充実など、快適な道路環境の維持・管理に努める必要があります。

○総合交通体系

北海道横断自動車道など広域交通体系の整備をさらに促進するとともに、今後は交流人口や農産物の物流面などにおいてプラス効果が発揮されるよう、利活用の促進をはかる必要があります。

また、都市の利便性の向上や高齢者など交通弱

者の移動手段の確保、環境負荷の低減のため、公共交通の活性化、多様化に取り組むことが必要です。

J R 石勝線・根室線については、一層の高速化や利便性の向上を促進する必要があります。

とちか帯広空港は、路線の開設・拡充、ダブルトラッキング化など十勝圏の空の玄関口として航空路線網の充実に取り組む必要があります。

重要港湾である十勝港は、帯広・広尾自動車道の整備によるアクセスの向上を活かし、関係団体等と連携して十勝圏をはじめ広域的な利活用を促進する必要があります。

○地域情報化

市民生活の向上や地域経済の活性化のため、様々な分野での情報の収集・発信が求められており、誰もが情報通信技術を活用した利便性の高いサービスを楽しむことができるよう、情報通信ネットワークの環境整備などを促進していくことが必要です。

(教育・文化・スポーツ分野)

地域を将来にわたって持続的に発展させていくためには、地域づくりの主体となる人材を育成していくことが必要です。

このため、子どもたちが自らの可能性を最大限に発揮し、社会の変化に対応してたくましく生きていく力を身につけることが重要であり、学校教育の充実や教育環境の整備、さらには、高等学校への進学機会の確保、大学など高等教育機関の整備・充実をはかる必要があります。

また、市民が学習活動により自らの能力を高め、互いに交流を深めることを通じて社会参加を促進するため、生涯にわたる学習活動や文化・スポーツ活動などの充実をはかる必要があります。

○学校教育

子どもたちが、これからの社会をたくましく生きるためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力が調和した「生きる力」を育むことが求められています。

このため、地域の特性を活かしながら、一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばす教育をすすめるとともに、様々な心の問題への対応や体験活動の充実など、豊かな心を育む教育をすすめる必要があります。

また、子どもたちが地域農業や食に対する理解を深めるとともに、正しい食生活を身につけるため、食育の推進をはかる必要があります。

さらに、授業の質の向上や豊かな人間性と指導力を備えた信頼される教師を育成する必要があります。

○教育環境

学校施設の耐震化など、子どもたちが安心して快適に教育を受けることができる教育環境の整備が求められています。

また、特別な支援を必要とする子どもが適切な教育を受けられるよう、特別支援学級の整備や普通学級との交流をすすめるなど、特別支援教育の充実が必要です。

基本的な生活習慣や態度が身に付いていない子どもが増えているほか、いじめや不登校の問題が顕在化しており、家庭や地域の教育力の向上、学校と家庭や地域が連携した取り組みが一層求められています。

また、学校支援ボランティアなど地域住民が学校と関わる機会を充実し、開かれた学校づくりをすすめる必要があります。

○高等学校教育

高等学校への進学をめざす生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、十勝全体で受け入れ間口の確保に向けた取り組みをすすめるなど、生徒の進学機会の確保が必要です。

また、南商業高等学校は、市立の職業高校として、地元企業との連携など独自色のある教育をすすめる必要があります。

○高等教育

大学などの高等教育機関は、若者の定着による地域の活性化に貢献するとともに、社会人教育や生涯学習活動、さらには地域産業、教育・文化の発展に貢献し、地域の知の拠点として大きな役割を果たすものであり、今後も引き続き、高等教育機関の整備・充実に取り組む必要があります。

○学習活動

ライフスタイルの多様化や価値観の変化、余暇時間の増加などに伴い、市民の学習意欲が高まっています。

市民の興味に応じた参加しやすい学習プログラムや学習情報の提供など、多様な学習活動を支援するとともに、学習成果を活かした市民活動を促進する必要があります。

学習活動を支えている生涯学習施設は、各施設の事業内容を周知し積極的な活用をはかるなど、学習環境を充実する必要があります。

○芸術・文化活動

芸術・文化活動は、人々が心豊かな生活を送る上で大きな役割を果たしています。

特に子どもの頃から良質な芸術・文化に触れることは、子どもの成長に大きな影響を与えるものであり、鑑賞・体験機会を充実させていく必要があります。

また、文化活動を支える人材・団体の育成や活動の場の提供などを通じて、市民の自主的な芸術・文化活動を充実する必要があります。

○スポーツ活動

市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康を維持していくことができるよう、スポーツ施設の充実など、生涯スポーツの環境づくりをすすめ

ることが必要です。

また、競技スポーツの振興のため、多様な種目において選手や指導者の育成をすすめるとともに、帯広・十勝にふさわしいスポーツの拠点づくりや一流選手との交流機会の充実を通して競技レベルの向上をはかる必要があります。

(地域社会づくり分野)

地域社会には、様々な人たちが、それぞれの役割を担いながら生活しています。

人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくし、市民が安心して暮らせる地域社会の形成に向けて取り組む必要があります。

また、互いに協力し合い、自発的な地域活動に取り組みながら、地域コミュニティを形成していく必要があります。

さらに、国内外の人たちとの交流を深めるとともに、市民が国内交流や国際交流を通してまちづくりに対する意識を高める必要があります。

○人権・平和

障害の有無や年齢・性別などにかかわらず、すべての人が暮らしやすい社会を実現するためには、それぞれの人が立場の違いを理解し、お互いに人権を尊重し支え合う環境を整備していくことが必要です。

また、学校教育などを通じて子どもたちに戦争の悲劇を伝え、平和の大切さを教えることが必要です。

○男女共同参画

性別にかかわらず、意欲と能力に応じて、仕事、家庭など様々な分野で活躍できる男女共同参画社会を実現することが求められており、家庭や職場など様々な場面において、男女共同参画への意識を啓発するとともに、行政や民間団体などの活動に対する女性の参画を促進することが必要です。

また、女性が働きながら子育てしやすい職場環境の整備や男性が家事・育児・介護などを協力・分担するなど家庭への参画を一層すすめ、仕事と家庭を両立できる環境づくりが必要です。

さらに、女性に対する暴力などの防止や被害者に対する相談体制を充実することが必要です。

○ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者だけでなく、すべての人が安全で安心して暮らすことができる社会づくりのため、身近な公共施設や道路などをはじめとして、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりをすすめていくことが重要です。

このため、施設のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、学校教育をはじめ様々な機会を通じて、心のユニバーサルデザインを含め、市民のユニバーサルデザインに対する意識を啓発する必要があります。

○アイヌの人たち

先住民族であるアイヌの人たちが有する独自の文化や言語を尊重して、保存・伝承をはかるとともに、学校教育においてアイヌの人たちに関する学習機会を充実させるなど、アイヌ民族・文化への理解をさらに促進する必要があります。

また、アイヌの人たちの生活の向上や教育の振興をはかる必要があります。

○地域コミュニティ

地域コミュニティは、良好な市民生活を送るための基礎となるものであり、災害などの緊急時においては、重要な役割を果たすものです。

町内会は、地域コミュニティを形成する上で大きな役割を担っていますが、地域の高齢化や人口の減少、町内会への加入率低下などの課題を抱えていることから、今後は、加入促進をはかるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを地域と行政が協力して取り組んでいく必要があります。

○国内・国際交流

国内交流については、姉妹都市との交流を推進するほか、道内外の多様な地域間交流を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化につなげることが必要です。

また、親善活動のみならず、福祉・医療・産業・観光・教育など様々な分野において市民が主体となった交流をすすめ、それぞれの活動の発展につなげていく必要があります。

国際交流については、国際姉妹・友好都市との交流を推進するほか、JICA帯広国際センターで学ぶ多くの外国人と接する機会に恵まれている環境を活かして、市民が国際感覚を磨き、異なる文化や価値観を尊重し合い、互いに高め合う社会をつくる必要があります。

(自治体経営分野)

分権型社会の進展により、自治体の自己決定権が拡大されるとともに、自己責任が強く求められています。特に、住民に身近な基礎自治体である市町村には、これまで以上に住民本位の自治体経営が必要となっています。

このため、市民と行政との協働による質の高い公共サービスの提供や継続的な行財政改革への取り組みとともに、管内自治体との広域的な連携や効率的で効果的な行財政運営をすすめる必要があります。

○自治体経営

地域社会の変化とともに、地域の課題や市民のニーズは多様化、複雑化し、公共の領域は徐々に拡大しています。

こうした変化に適切に対応し、豊かな地域社会を形成するためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働でまちづくりをすすめていく必要があります。

NPO法人・ボランティア組織・市民団体など

多様な主体と行政が役割や責任を分担しながら、協働により質の高い公共サービスを担っていくためには、行政情報をわかりやすく提供し、市民との情報共有をはかるとともに、協働の取り組みを支援していく必要があります。

また、行政が計画を策定する際には、その策定段階から市民が参加し、意見を反映していく必要があります。

地方分権の進展に伴い、自主・自立による自治体経営がより一層求められていることから、財源の確保など確かな財政基盤づくりをすすめるとともに、これまで行政が担ってきた公共サービスの質を維持・向上しながら、民間委託による効果的な公共サービスの提供を行う必要があります。

また、行政評価による事業の見直しなどにより、効率的かつ効果的な自治体経営をすすめる必要があります。

さらに、行政サービスの効率化のため、水道、廃棄物処理、滞納整理などの広域的な取り組みを引き続きすすめるとともに、今後は、医療や観光などにおいても、より一層広域的な連携をはかっていく必要があります。

○行政運営

行政には、法令に基づき適正に行政事務を執行することはもとより、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。

このため、迅速かつ確実なサービスの提供など市民の視点に立った行政サービスの提供が必要となっています。

また、行政を担う市職員には、専門分野における高い能力と広範な知識が求められることから、職員の人材育成にも積極的に取り組む必要があります。

さらに、情報公開や説明責任を果たすことにより市民の信頼に応える必要があります。

むすび

我が国は、人口減少や社会・経済情勢の変化、地球環境問題の深刻化など、これまで経験したことのない状況に置かれています。

また、地方自治体においては、地方分権改革の進展により、自らの意思と責任によって、自立したまちづくりをすすめることが求められています。

今後は、市民と行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むことが必要であり、それぞれの役割と責任を果たしていくことが、これまでも増して重要になります。

総合計画は、まちづくりの指針であり、市民と行政の共通の目標を明確に示すことが必要であることから、このたび、本審議会では8つの分野ごとに、帯広市のめざすまちの姿を提示いたしました。

今後、新しい総合計画においては、帯広市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、地域が持つ特性や優位性を積極的かつ最大限に活用した個性と魅力あるまちづくりをめざし、策定がすすめられることを期待するものであります。

(8) 市民参加の取り組み状況

年度	項目	事項
	ワークショップ	<p>おびひろ市民みらい会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者 一般公募市民 59名 ○検討内容 課題の抽出（帯広の良い所・悪い所）、課題の整理、めざすべき目標の検討、目標を表すキャッチフレーズ、達成に向けた方策の検討 <p>高校生まちづくりワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者 市内高等学校に在籍する生徒 26名 ○検討内容 帯広の好きなところ・嫌いなところ、理想とする帯広の将来像
平成19年度	各種アンケート調査の実施	<p>まちづくり市民アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査対象 20歳以上の市民から3,000名を無作為抽出 ○調査方法 郵便による調査票の発送・返送 ○回収結果 回収数1,062名、回収率35.4% ○調査項目 帯広市の特徴、取り巻く社会情勢、まちづくりの方向性、市民協働、広報紙について <p>中高生アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査対象 市内中学校及び高等学校に在籍する生徒 ○調査方法 各校10枚、計240枚の調査票を配布 ○回収結果 回収数211名、回収率87.9% ○調査項目 帯広の好きなところ・良いところ、帯広の嫌いなところ・悪いところ、理想と思う未来の帯広、良いまちにするためにできること・してみたいこと、未来の帯広のキャッチフレーズ <p>企業アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査対象 市内に所在する企業 ○調査方法 帯広商工会議所会報への調査票の折込、北海道中小企業家同友会帯広支部・帯広市工業団地協同組合を通じた調査票の配布 ○回収結果 回収数231社 ○調査項目 経営上の問題点、社会情勢の変化で経営に影響が大きいもの、帯広市の産業の発展のために必要な対策、企業経営のために必要な事項、取り組んでいる・取り組みたい社会貢献活動、社会貢献活動を行う上での問題点 <p>各種団体等アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査対象 市内に所在する各種団体、NPO法人計253団体 ○調査方法 郵便による調査票の発送・返送 ○回収結果 回収数74団体、回収率29.2% ○調査項目 活動内容、活動における課題、課題への対応、まちづくりに関する意見

年度	項 目	事 項
平成 19 年度	こども議会	市内の小中学生からのまちづくりに関する提言 ○参加者 市内の小中学生 21名 (小学生 14名、中学生 7名) ○実施内容 福祉、産業、環境・文化・スポーツの各分野についての提言。
平成 20 年度	市民意見の募集	計画素案に対する市民意見の募集 ○周知方法 広報紙への折込による全戸配布、 コミュニティセンターへの設置など ○意見募集結果 意見の件数 24件、意見提出者数 11名
平成 19 ～ 21 年度	市民との懇談機会を活用した意向把握	まちづくり懇談会やふれあいトークなど、市民と懇談する機会を活用し、計画策定に関する情報提供やまちづくりに対する市民の意向把握。
平成 21 年度	パブリックコメントの実施	計画原案に対するパブリックコメント市民意見募集 ○募集期間 平成 21 年 9 月 14 日～10 月 13 日 ○意見の件数 120 件 (提出者数 36 人)

(9) パブリックコメント意見募集の結果

【意見募集結果】

案 件 名	第六期帯広市総合計画（原案）		
募 集 期 間	平成21年9月14日（月）～ 平成21年10月13日（火）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	120件（36人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	3件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	29件
	参考	今後の参考とするもの	44件
	その他	意見として伺ったもの	44件
意 見 の 受 け 取 り	電子メール		8人
	郵送		1人
	ファクシミリ		12人
	直接持参		15人

【意見の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【序論 2時代の潮流とまちづくりの課題 （4）地球環境を大切に作る社会】 地域の特性を活かし、雪を有効活用したまちづくりをすすめるべきである。	1 修正	北国の特性である雪や氷は、冷熱エネルギーへの活用など、まちづくりにおいて、様々な可能性を有しているものと考えており、雪や氷の活用について、その趣旨を加筆します。
【基本構想 2将来人口】 人口推計について、他市町村からの短期移住または転出・転入を含めた詳細な分析及び検討が必要である。	1 既記載	将来人口は、本市の人口が、出生数の減少と死亡数の増加、市外への転出超過などにより減少傾向にあることを踏まえ、本市が魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより東北北海道の広域的な中核都市としての役割を担っていくためにめざす人口として想定しているものです。
【基本構想 2将来人口】 人口動態の現状を踏まえると、将来人口の17万人を達成することは難しい。	2 その他	将来人口は、本市が魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより東北北海道の広域的な中核都市としての役割を担っていくためにめざす人口として想定しているものです。 なお、各施策を展開する上で用いる人口は、国の将来人口推計なども参考にしながら、過大とならないことなどに留意して、検討することとしています。
【基本構想 2将来人口】 陸上自衛隊が縮小されると、人口にも大きな影響がある。国防だけでなく、災害派遣の必要性などを国に強く訴えていくことが必要である。	1 参考	自衛隊は、地域防災等はもとより、地域の振興・活性化などに協力いただいております、その維持・拡充について要望してきています。意見の趣旨は要望活動など、施策を推進する上で参考とします。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【基本構想 2 将来人口】 食料供給基地として、農業を基幹とした産業、自給自活の体制づくりを基本としたまちづくりをすすめるべきである。</p>	1	<p>「基本構想策定の基本的視点」において、地球環境問題や食料問題が世界的な課題となっている中で、豊かな自然に囲まれ、食料生産機能を有する農業・農村を基盤としたまちづくりの重要性について、その認識を記載しています。 また、「まちづくりの目標」においても、地域が今後も発展を続けていくために、基幹産業である農業を振興することの重要性等について記載しています。</p>
<p>【基本構想 4 基本構想策定の基本的視点 (1) 市民主体のまちづくり】 市民参加が強調されているのは大歓迎です。市民としてまちづくりへの参加の意識を鼓舞される、よい総合計画である。</p>	1	<p>住民自治は地方自治の基本的な要素です。市民が主体の市民協働によるまちづくりをすすめる指針として、総合計画は今後も重要な役割を果たすものと考えています。施策を推進する上で市民の参画を一層促進していきます。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (1) 都市像】 田園都市という言葉に込められている想いは、「環境」という言葉でくられる。将来に向け考えていかなければならないことのひとつが、「環境」である。</p>	1	<p>第六期総合計画では、本市が一貫して掲げてきた都市と農村が調和する田園都市のまちづくりを継承していくことを基本としています。また、まちづくりにおいて環境の重要性が高まっていることから、都市像においても環境をキーワードの一つとして取り上げています。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (1) 都市像】 人と環境に優しい活力ある田園都市という基本的な方向に賛成である。</p>	1	<p>これまで帯広市が半世紀にわたり受け継いできた田園都市のまちづくりの理念を踏まえ、環境や人を大切にし、活力ある産業を育て、将来に向かって持続的な発展をめざします。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (2) まちづくりの目標】 経済効果を尊重しながらも、教育・福祉・環境を犠牲にすることのないよう、各部門が連携し、8つのまちづくりの目標を有機的に結びつけてお互いに良い効果を与えていくよう期待する。</p>	1	<p>8つのまちづくりの目標を達成するため、政策・施策の相互の関連性に配慮しながら取り組んでいきます。</p>
<p>【基本構想 5 まちづくりの基本方向 (2) まちづくりの目標】 8つのまちづくりの目標間の相乗効果を生みだすために、重要なのは生涯を通しての教育であり、その結果として都市像が実現されると考える。</p>	1	<p>子どもから大人まで市民が生涯を通して学び、知識や経験を活かすことができる地域づくりをすすめることは、豊かな地域社会を形成するために重要なことであり、「生涯にわたる学びのまち」をまちづくりの目標の一つとしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向】 ハコモノ建設は今後、必要最小限にとどめるべきである。</p>	1	<p>持続可能な都市経営の観点から、社会基盤のストック活用や既存施設の長寿命化に取り組むこととしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向 (1) 都市地域】 環境都市である帯広市にとって、自然との共生は大変重要である。十勝川、札内川などの大きな河川、湧水、周囲に広がる森林地帯などの自然を最大限に利用した都市計画をすすめていくことが快適な生活や人が集まるまちづくりにつながる。</p>	1	<p>都市地域の土地利用については、市街地の拡大抑制を基調としたコンパクトな市街地形成をはかり、自然環境に恵まれた都市と農村が調和するまちづくりをすすめることとしています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3 都市形成の基本方向 (1) 都市地域】 中心街の商店が減少しており、中心市街地の土地利用のあり方、郊外への住宅地の拡大を防ぐ土地利用のあり方、農用地を守る取り組みが必要である。</p>	1	<p>今後、コンパクトで持続可能な都市形成をすすめるため、市街地の拡大の抑制を基調として市街地内の未利用地の利用を促進するとともに、優良な農地を維持・保全することとしています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 高校や大学が街なかにあればよい。</p>	1	<p>その他 都市の魅力を高めるため、中心市街地の活性化は重要な課題であり、そのためには、商業・業務、公共公益施設などの集積により、拠点性を高めていくことが必要と考えています。高校、大学は一定規模の敷地の確保が必要な施設と考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 居住地を公共サービスの提供と固定資産税の負担度合いに応じて、3地域に分けて開発し、住む人の好みにより選択できるようにし、自治体として自立し健全な財政を持続するまちとすべきである。</p>	1	<p>その他 秩序ある土地利用をはかり、持続可能なまちづくりをすすめるため、都市地域については、都市機能の集積や快適な都市空間の創出をはかり、コンパクトな市街地形成をすすめるなど、今後、都市経営の視点をより重視した取り組みをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (1)都市地域】 これ以上の大型商業施設や大型遊戯施設、特に地元業者以外の施設は不要である。市街地内の未利用地の利用は住宅地造成への支援を中心にすべきである。 また、企業が撤退した後の工業地域の跡地利用は、大型商業施設ではなく工業関係の企業が利用する方向で誘導施策を行うことが重要である。</p>	1	<p>その他 都市地域の土地利用については、中心市街地の活性化や市街地内の未利用地の利用促進、良好な住環境の整備などにより、都市機能の集積や快適な都市空間の創出をすすめたいと考えています。 市街地内の未利用地については、市民が快適に暮らせる住環境づくりをすすめるため、民間事業者が行う宅地造成への支援などをすすめたいと考えており、大規模集客施設の立地については、商業地域及び近隣商業地域になっている中心市街地への誘導をすすめていく考えです。</p>
<p>【基本計画(総論編) 3都市形成の基本方向 (2)農村地域】 農用地の未利用地、空き地等の有効利用を促進するため、農家戸数の統計や後継者等の分析を行い、対策を講じるべきである。</p>	1	<p>その他 農地については、農業基盤整備や農地の集団化、流動化により生産性を高めながら維持・保全していくことが必要と考えています。</p>
<p>【基本計画(総論編) 4政策・施策評価】 評価のためのアンケート項目は、当事者の細かい実感や市民の不満と不安を具体的に把握できる調査方法にしてほしい。また評価の際には、計画どおりに実行するだけでなく、軌道修正した場合にも肯定的な評価を行ってよい。</p>	1	<p>参考 第六期総合計画では、計画を効果的・効率的に推進するため、政策・施策目標の達成状況について、成果指標や市民実感度を活用し、評価することを記載しています。意見の趣旨は市民実感度の調査を行う際の参考とします。</p>
<p>【政策 1-2 安心して生活できるまちづくり】 「安心して生活できるまちづくり」をすすめる上では、地域のかかわりを明らかにして、住民の共通理解を得ながら推進できるようにしてほしい。</p>	1	<p>参考 安心して生活できるまちづくりをすすめるため、行政や関係機関、地域と連携して取り組むこととしています。地域の役割などについて住民の理解をいただくことが必要であり、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策 1-1-1 地域防災の推進】 最近、地震が国の内外を問わず多発していることから、地域防災の整備・充実を推進してほしい。</p>	1	<p>既記載 市民が安全に暮らせる災害に強いまちづくりをすすめるため、防災体制の整備や建物等の耐震化など、地域防災を推進することとしています。</p>
<p>【施策 1-1-1 地域防災の推進】 避難所は、学校統廃合により変化するため、宗教団体の施設の利用協力を含め、今後の防災計画の練り直しが必要である。</p>	1	<p>参考 避難所については、地域防災計画に基づき、通学区域との整合など地域の実情を踏まえ指定しており、必要に応じて適切な見直しが必要と考えています。意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策 1-1-1 地域防災の推進】 各避難所の暖房・電気・水道・トイレなど冬の対策も考慮し、設備の充実をはかることが必要である。また、災害時の支援者マップ作りなど、きめ細かな対応が必要である。</p>	2	<p>参考 避難所については、積雪寒冷などの地域特性を踏まえて整備に取り組むこととしています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【施策 1-1-1 地域防災の推進】 防災、災害時に有用となる通信の整備を期待する。	1 既記載	災害時における関係機関等との通信を確保するため、防災体制づくりの一環として、通信体制の整備をすすめることとしています。
【施策 1-1-2 消防・救急の充実】 民間の消防団の育成が必要である。	1 既記載	地域住民により構成される消防団は地域防災の大切な担い手であり、消防団員の確保や教育訓練の実施などにより、消防団活動を充実することとしています。
【施策 1-2-2 交通安全の推進】 横断歩道や一時停止での弱者優先など、歩行者と自転車にやさしい運転を街を挙げて徹底することが必要である。	1 参考	関係機関・団体と連携して、交通安全意識の啓発に取り組むことを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。
【施策 1-2-2 交通安全の推進】 西17条北3丁目の国が管理する河川敷で、堤防上の交通安全を確保するため国に依頼し、交通規制の看板を設置することが必要である。	1 参考	安全な交通環境の整備をすすめるため、交通標識や信号機など、交通安全施設の整備を促進することを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。なお、ご指摘の箇所については、現状を調査の上、関係機関への要請など適切に対応したいと考えています。
【施策 1-2-2 交通安全の推進】 住民の協力のもと、地域ごとに危険箇所を示したマップを作成し公開してほしい。	1 参考	市民の交通安全意識の啓発をはかるため、交通安全に関する様々な情報提供を行いたいと考えています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
【Ⅱ 健康でやすらぐまち】 高齢者や児童に対してもう少し医療費の負担を減らしてほしい。	1 その他	高齢者や子育て世帯など、誰もが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の被保険者の負担軽減や子育て家庭への医療費の支援に、引き続き取り組んでいきたいと考えています。
【政策 2-1 健康に暮らせるまちづくり】 健康や医療に関するこれまでの方針をさらに良いものにしてほしい。	1 その他	市民が健康で生き生きと暮らせるよう、健康維持や疾病予防の推進、地域医療体制の充実などに引き続き取り組んでいきたいと考えています。
【施策 2-1-1 保健予防の推進】 禁煙運動の展開や栄養面での食生活の改善、健康推進の運動、保健福祉センターの利用促進により、「健康宣言都市」をめざすべきである。	1 参考	市民の健康づくりを促進するため、生活習慣病予防のための保健指導や食生活の改善、運動習慣の普及啓発について記載しており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
【施策 2-1-2 医療体制の充実】 気楽に健康の事を相談出来る病院がなく不便である。	1 その他	健康に関する相談活動を充実するとともに、安心して医療を受けられる環境づくりのため、地域医療体制や救急医療体制の充実に取り組むこととしています。なお、健康に関する施策については、パンフレット等により周知に努めています。
【政策 2-2 やすらぎのあるまちづくり】 地域福祉におけるボランティアの活動など、まだまだ市民に理解されていない面があるので、広報活動や呼びかけをしてほしい。	1 既記載	地域住民がともに支え合う地域社会づくりに向け、市民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、ボランティア団体の育成、活動支援などを行うこととしています。その活動内容についても広く周知していきたいと考えています。
【施策 2-2-1 地域福祉の推進】 地域福祉と子育て支援を各町内会単位に行えないか、高齢者の家への引きこもりをなくすためにも、町内会単位で集える場所を設けるなど、高齢者の利便性を高めてほしい。	1 その他	高齢者が地域で生きがいを持って生活できるよう、交流機会を提供するとともに、地域での子育て支援を充実することとしています。
【施策 2-2-2 高齢者福祉の推進】 特老施設が少ないため、300～400名待ちで困っている家族はたくさんいる。また、施設で働く職員は一生懸命やっているが報酬が少なすぎる。	1 既記載	特別養護老人ホームについては、多くの方が入所を待っている現状にあり、民間事業者と連携し各種施設の整備を促進することとしています。また、雇用環境の改善など、勤労者が生き生きと働くことができる環境づくりをすすめることとしています。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 2-2-2 高齢者福祉の推進】 社会保障の仕組みなど、行政から送られてくる内容が分かりにくいことがあり、そうした場合にフォローできるシステムの整備など独居老人に対するケアを充実してほしい。</p>	1	<p>参考 高齢社会の進展などにより高齢者の単独世帯が増加しており、民生委員やボランティアなどとの連携により、ひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を充実することを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 2-2-2 高齢者福祉の推進】 高齢化に対応するため、福祉・医療等の充実をはかり、安心して暮らせるまちにしてほしい。</p>	1	<p>その他 高齢化の進行に伴い、地域医療体制の充実や安定した社会保障制度などにより、安心して暮らせる環境づくりをすすめていくことが必要となっています。生涯を通して健康で安心して暮らしていくことができるまちづくりをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策 2-2-4 社会保障の推進】 ホームレスを保護し自立させるとともに、偽装生活保護者などをなくすべきである。</p>	1	<p>既記載 生活に困窮している市民に対し、必要な保護を行い、自立を促進していくため、生活保護制度を適正に運用し、要保護者の早期把握、生活保障、自立支援をすすめることとしています。</p>
<p>【施策 2-2-4 社会保障の推進】 後期高齢者医療制度は廃止するよう、国に要請していくべきである。また、廃止されるまでの期間は負担軽減の継続を行うことを記載すべきである。</p>	1	<p>その他 医療保険制度については、後期高齢者医療制度を含めて、制度の一本化による安定的で持続可能な制度の構築を国に要請していきたいと考えています。今後の国の動向を見定めながら、後期高齢者医療制度の運用について、対応していきたいと考えています。</p>
<p>【政策 2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり】 次代の帯広を担う子どもたちの健全育成は大切だが、住民意識はまだ低いので、ボランティア養成などに取り組むべきである。</p>	1	<p>修正 子どもたちの健全育成をすすめる上で、指導を行うボランティアの活動は重要と考えています。ボランティアの育成をすすめていくことも含めて、家庭、地域、学校などと連携し意識啓発や環境整備をすすめることを記載していますが、趣旨が明確になるよう加筆します。</p>
<p>【施策 2-3-1 子育て支援の充実】 女性が出産しても安心して働くことができるように、0歳児や子どもが病気になったときに預かってくれる保育施設の整備など、子育て支援を充実してほしい。</p>	1	<p>参考 乳児保育や病後児保育など多様化する子育てニーズに対応していくため、保育サービスの充実について記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 2-3-1 子育て支援の充実】 児童保育センターの定員を増やし、施設の充実や保育士の増員をはかってほしい。また、4年生以上の希望する児童の児童保育センターへの入所を検討してほしい。地域で活動する育児サークルが公共施設を使用する際の使用料補助を拡充してほしい。</p>	1	<p>参考 児童保育センターについては、保育需要を踏まえながら整備をすすめることとしており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。なお、育児サークルについては、対象となる公共施設の利用料を無料としており、今後も、引き続き、サークル活動の支援を行っていきます。</p>
<p>【施策 2-3-1 子育て支援の充実】 病児を安心して看病するために職場の受け入れ態勢が充実されるよう市で働きかけてほしい。</p>	1	<p>既記載 育児休業制度をはじめ、従業員や市民に対する育児応援に取り組む事業所の普及に取り組むなど、関係機関と連携しながら、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進することとしています。</p>
<p>【施策 2-3-2 青少年の健全育成】 野草園は種類も多く野草名が表示されているなど感心している。今後も良好な保全管理を一層継続してほしい。</p>	1	<p>その他 野草園につきましては、自然に触れ、自然について学ぶことができる貴重な財産として、今後も適切に管理していきます。</p>
<p>【施策 3-1-1 農林業の振興】 家畜や飼育頭数の把握・推計などをもとに、農業を観光、食料自給率、娯楽、教育など多方面からとらえ、景気対策や税収の増加につなげることが必要である。</p>	1	<p>その他 農業は、酪農・畜産分野を含め、帯広・十勝の基幹産業として重要な役割を果たしており、生産性の向上や付加価値の向上をすすめるとともに、環境や教育、観光など農業の持つ様々な機能を広くまちづくりに活かしていきたいと考えています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 3-1-1 農林業の振興】 管内の温泉地への販売等により、農畜産物の地産地消を推進し、十勝ブランドの確立により付加価値の創出をはかるべきである。</p>	2	既記載 安全で良質な農畜産物の生産や付加価値向上などの取り組みにより、地域ブランドづくりをすすめるとともに、生産者や消費者との交流による農業・農村への理解をすすめる、地産地消を推進することとしています。
<p>【施策 3-1-1 農林業の振興】 ばんえい競馬は市民の財産であり、観光面での振興を推進し、ぜひ存続してほしい。</p>	1	既記載 ばんえい競馬については、世界で唯一の貴重な文化遺産や重要な観光資源として、その振興をはかることとしています。
<p>【施策 3-1-1 農林業の振興】 「安全良質な農畜産物を供給するため、農薬や化学肥料の低減をすすめる」とあるが、農薬の使用と安全、良質とはリンクするものではないので、消費者が誤認しない表現とすべきである。</p>	1	修正 クリーン農業の取り組みなどをすすめる、環境との調和や安全で良質な農畜産物の生産を推進するという意図が明確になるよう修正します。
<p>【施策 3-1-1 農林業の振興】 化学肥料の低減をすすめるため、有機質肥料の成分評価（肥料養分）を推進する必要がある。</p>	1	参考 安全で良質な農畜産物の生産振興に取り組むことについて記載しています。 適正なほ場管理や生産コスト低減のためには、ほ場に投入する有機物の成分分析と土壌分析に基づく施肥設計を推進していくことが必要と考えており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-1-2 工業の振興】 工場の誘致や地元企業の支援などによる、働く場の確保・拡大が重要である。</p>	1	既記載 生活の安定のため、雇用の場の確保は大きな課題であり、企業立地を促進するとともに、地場工業の振興をはかることとしています。また、創業・起業の支援や経営基盤の強化など、中小企業の支援に取り組むこととしています。
<p>【施策 3-1-2 工業の振興】 市街地に隣接し、交通アクセス性がよい帯広西20条北工業団地の優れた立地環境を発信し、企業誘致に取り組んでほしい。</p>	1	既記載 企業が立地しやすい環境づくりをすすめるとともに、地域特性や地域資源を活かした企業立地の促進に取り組むこととしています。
<p>【施策 3-1-3 商業の振興】 新しい発想で、人を集めるために、ハード、ソフト両面からの商業振興の取り組みが必要である。</p>	1	参考 地域住民に親しまれる商店街づくりのため、中心市街地活性化基本計画に基づき商店街の基盤整備をすすめるとともに、各種団体や商店街による活性化の取り組みに対し支援していくこととしています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-1-3 商業の振興】 中心街の商業経営者と駐車場経営者が話し合い、一定期間、駐車料金を30分無料とし、これを誘引に中心街の賑わいづくりをすすめる必要がある。</p>	1	参考 中心市街地の活性化をはかるため、都市機能の集積促進やイベントの開催の支援などを通してにぎわいを創出することを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-1-5 産業間連携の促進】 十勝の基幹産業である農業を核として産学官や商工業が連携することにより、新産業を生み出し、雇用の確保・拡大や地域経済の振興につながり、さらに人口増加、活力ある住みよいまちの創造につながる。市民も行政を目標を共有し、まちづくりに協力したい。</p>	1	既記載 地域が発展し、市民の豊かな暮らしを支えるためには、経済基盤の安定が必要です。農業の振興をはじめ、農商工連携や産学官連携などにより、地域産業の振興に取り組むこととしています。
<p>【施策 3-1-6 雇用環境の充実】 農業就農希望者を職業訓練し、繁忙期に派遣することにより、安定した人材供給をはかれる。</p>	1	参考 関係機関等との連携により、雇用の拡大をはかるとともに、求職者等の職業能力開発の促進等に取り組むことを記載しています。また、新規就農希望者に対しては、随時、支援を行っており、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-1-6 雇用環境の充実】 優れた人材を集めるため、経営者の姿勢、待遇など、行政として、「人の集まる職場とは」のあるべき姿を示す必要がある。</p>	1	その他 誰もが生き生きと働くことができる雇用環境づくりとともに、経営者を含めた幅広い人材育成事業をすすめていくことが重要と考えています。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 3-1-6 雇用環境の充実】 農林業はある程度活気があるが、他はあまり活気があるとは思えない。雇用状況を何とかする必要がある。</p>	1	既記載 景気の低迷に伴う企業の経営環境の悪化などにより、地域の雇用は厳しい状況にあります。このため、企業立地の促進や地場工業の振興、創業・起業の支援や経営基盤の強化などの中小企業の支援に取り組むこととしています。
<p>【施策 3-2-1 中心市街地の活性化】 歩行者天国の日に、西2条南7丁目の本通りを買い物観光ツアー用の観光バス駐車場にしたらよいのではないか。</p>	1	参考 中心市街地の活性化をはかるため、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みを支援することを記載しています。観光客が中心市街地などに長く滞在できる取り組みは大切なことであり、現在も西4条高架下に観光バス専用駐車場を設けていますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-2-1 中心市街地の活性化】 中心市街地の活性化は待ったなしの状況にあり、早急な取り組みと実効ある対策を講じてほしい。</p>	1	その他 市街地の拡大や大型店の郊外立地などにより、中心市街地の衰退がすすんでいます。帯広・十勝の顔として、利便性の向上とにぎわいを創出するため、関係団体などと連携しながら、活性化の取り組みをすすめていく考えです。
<p>【施策 3-2-1 中心市街地の活性化】 市、商店街、一般市民が一体となったイベントの雰囲気を作ることが必要であり、ホコテンにもっと予算的な支援があってもよいのではないか。</p>	1	その他 市民や団体が主体的に取り組むイベントの開催など、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みの支援などにより、中心市街地の活性化に取り組む考えです。
<p>【施策 3-2-1 中心市街地の活性化】 中心市街地は、南北の距離が長いので移動に不便である。放置自転車を活用し、中心市街地で「乗り捨て自転車」を実施したらよいのではないか。</p>	1	参考 中心市街地の活性化をはかるため、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みを支援することを記載しています。現在、観光客向けのレンタサイクル事業を実施していますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-2-2 観光の振興】 観光振興の取り組みとして、地域の名所・名物を発掘して、徒歩や自転車で廻れるグルメマップの作成や動物園、緑ヶ丘公園、菓子店などを巡る巡回バスの運行などを実施したらよいのではないか。</p>	1	参考 自然や農業、食文化など、魅力ある地域資源を活かした観光振興の取り組みをすすめることを記載しています。現在も市内を巡る仕掛けとしてスイーツのクーポン券やモデルルートを提案するマップの発行などを行っていますが、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-2-2 観光の振興】 高速道路のインターチェンジ周辺に道の駅を設置して、地域の文化、歴史、名所、特産物などを情報提供したらよいのではないか。</p>	1	参考 国内外の観光関連事業者などへの情報提供などを通して、地域の魅力ある観光情報を提供するとともに、関係機関と連携した物産展の開催などにより、物産振興をはかることを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。
<p>【施策 3-2-2 観光の振興】 通過型にならない滞在型観光のアイデアを考える必要がある。</p>	1	既記載 本市の観光は通過型が多い現状にあることから、自然や農業、食文化など、魅力ある地域資源を活かした体験・滞在型の取り組みをすすめることとしています。
<p>【施策 4-1-1 地球環境の保全】 地球環境を守るまちづくりの取り組みはよいと思う。</p>	1	その他 市民の意識啓発をはじめ、豊かな自然環境の保全、温室効果ガスの排出抑制やごみの減量化・資源化などに取り組み、地球環境を守るまちづくりをすすめていく考えです。
<p>【施策 4-1-1 地球環境の保全】 ペットの里親探しの取り組みについて、積極的な広報活動が必要である。殺処分に関して、以前、緑陽高校が署名活動を行ったが、市として何らかの対応を行ったのか。おびひろ動物園は、集客施設のみの視点ではなく、動物と人間の関係を考える場として、今後、動物愛護の考え方を柱として取り上げてほしい。</p>	1	その他 保護された動物の里親探しなど、動物の愛護や管理にかかわる取り組みは、十勝支庁が行っています。緑陽高校の放送局からは、こうした十勝支庁の取り組みのPRや施設等での動物愛護の啓蒙活動を行うことについて要望をいただいたところですが、市としても取り組みのPRなど、十勝支庁の活動に協力しています。また、おびひろ動物園においても、傷病鳥獣の保護をはじめ、イベント、動物とふれあう機会の提供などに取り組んでいます。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 4-1-1 地球環境の保全】 環境モデル都市として、空き缶などの投棄を防止するポイ捨て条例を制定し、光るきれいなまちにすることが必要である。</p>	1	<p>参考 快適な生活環境を維持するため、環境美化活動の促進に取り組むことを記載しています。条例制定も一つの方法ですが、きれいなまちにするためには、市民ひとり一人の意識を高めることが大切であり、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 4-1-1 地球環境の保全】 中央公園のトイレなど街や公園の美化をすすめるべきである。</p>	1	<p>参考 環境美化活動などの促進や公園などの適切な管理について記載していますが、意見を踏まえ、今後も市民と協働しながら美化活動に取り組むとともに、公園施設を適切に管理していきます。</p>
<p>【施策 4-2-1 公園・緑地の整備】 緑ヶ丘公園は、降雨後は、勾配のある歩道や木陰でつづら折歩道に滑りやすいところがある。滑り止めに小砂利を薄くまくなど対策をしてほしい。</p>	1	<p>参考 公園や緑地、街路樹などの適切な管理を行うことを記載しており、意見の趣旨を踏まえ、利用者の視点に立って適切に管理していきます。</p>
<p>【施策 4-2-1 公園・緑地の整備】 公園整備の補助金を増額してほしい。</p>	1	<p>その他 公園を適切に管理していくため、今後も地域と連携しながら、安全で安心して公園等を利用できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>【施策 4-2-2 水道水の安定供給】 「帯広のおいしい水」をどんどん売り出してほしい。</p>	1	<p>既記載 今後も、イベントなどを通し、安全でおいしい水をPRしていくことを記載しています。</p>
<p>【施策 5-1-1 住環境の充実】 敷地内で雪の処分ができないような狭い住宅地の開発は抑制することが必要である。</p>	1	<p>参考 大規模な宅地開発の場合、地域によっては地区計画に基づく敷地面積の最低限度や壁面後退の設定などにより、ゆとりある住空間が確保されるよう誘導しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 5-1-1 住環境の充実】 委員会を立ち上げて議論を積み重ね、帯広にふさわしい、環境負荷が少ない景観に配慮した帯広スタイルの住宅を提案することが必要である。</p>	1	<p>参考 住環境の充実や環境負荷低減の観点から、省エネ住宅などの普及促進に取り組むことを記載しており、意見の趣旨は事業を実施する際の参考とします。</p>
<p>【施策 5-1-2 魅力ある景観の形成】 景観整備機構を設置し、景観意識の向上や、景観育て・景観の担い手づくりなど、具体的な景観形成の取り組みをすすめるべきであり、都市景観と農村景観の両方を有する帯広市において、田園都市、環境都市の実現につながるものと考えます。</p>	1	<p>参考 魅力ある景観の形成に向けて、都市景観と農村景観の両面から、帯広・十勝らしい景観づくりに取り組んでいくことを記載しており、意見の趣旨は事業を検討する上での参考とします。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 市内の南北に通る道路を早く整備してほしい。また、除雪をもっと早くやってほしい。</p>	1	<p>参考 円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備をすすめることや除排雪体制の充実に取り組むことを記載しています。意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 高齢者が車イスなどで一人で外出した時に困ることなく、介護している人達も安心して通れるように歩道を整備してほしい。</p>	1	<p>既記載 誰もが支障を感じることなく、安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめることとしています。特に、道路は市民の日常生活を支える社会基盤であり、歩行者を含め安心して利用できる道路整備をすすめることとしています。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 新規道路、道路の拡張はもう必要がない。</p>	1	<p>その他 都市計画道路については、計画的な整備をすすめていますが、計画決定から、長期にわたり未整備となっている路線は、その必要性などに変化が生じている可能性があります。このため、改めて必要性を検証し、適切な見直しを行った上で、必要な道路の整備をすすめていきたいと考えています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 中央分離帯の雑草がかなりの高さまで伸びたまま放置されており、横断する人が見えずに危険である。既存道路の管理をしっかりしてほしい。</p>	1 参考	<p>道路については、適切な維持管理について記載していますが、安全で快適な道路環境を確保するため、意見の趣旨を踏まえ、今後、適切に管理していきます。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 除雪の状況が悪く、家の前の除雪が終わった後に大量の雪を置いていくような除雪のやり方を改善してほしい。</p>	1 参考	<p>安全で快適な道路環境を確保するため、道路の除排雪体制の充実を記載しています。新雪の除雪は主に雪をかき分ける作業であり、主に深夜から通勤・通学の時間までに終了することを目標としています。除雪に際しては、市民の協力は必要と考えていますが、ご意見の趣旨を踏まえ迅速な作業に努めたいと考えています。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 自転車の通行区分を設定し、自転車をもっと利用できる環境を整備してほしい。</p>	1 参考	<p>交通安全や環境保全を推進する観点から、自転車・歩行者道の整備などをすすめることを記載しています。歩行者と自転車の分離は、自転車・歩行者の安全な利用環境を確保するために大切なことと考えており、意見の趣旨は事業を検討する上での参考とします。</p>
<p>【施策 5-2-1 道路網の整備】 地域によっては雨水が住宅地に流れ込む苦情が多く、「道路網の整備」に「雨水管渠の整備」について記載が必要である。</p>	1 既記載	<p>安全で快適な市民生活を維持するため、雨水施設の整備をすすめることを記載しています。市民要望を踏まえながら、計画的に雨水施設の整備をすすめていく考えです。</p>
<p>【施策 5-2-2 総合的な交通体系の充実】 帯広・広尾自動車道のこれ以上の延伸は必要なく、現国道の幅で充分である。</p>	1 その他	<p>北海道横断自動車道と接続し、重要港湾十勝港やとかち帯広空港を結ぶ帯広・広尾自動車道は、農業や観光など地域産業の振興や、救急医療搬送時間の短縮、災害時の代替路の確保などの役割が期待されている重要な社会基盤であり、今後も整備を促進する必要があると考えています。</p>
<p>【施策 6-1-1 学校教育の推進】 帯広ならではの教育目標の設定や実践をめざしてほしい。</p>	1 既記載	<p>地域の特性や学校の創意工夫を活かした教育活動をすすめるとともに、帯広・十勝の特性を活かした多様な体験活動などを通して、子どもたちの生きる力を育む教育をすすめることとしています。</p>
<p>【施策 6-1-1 学校教育の推進】 「学校給食における地場産野菜の導入率」の向上のためには、給食調理場は自校方式または親子給食など小規模化が必要である。</p>	1 その他	<p>学校給食は子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けさせる食育を推進する上での生きた教材であり、安心安全の観点から地場産野菜の拡大をすすめることが必要と考えています。学校給食共同調理場については、学校給食の役割について総合的に考慮し、今後、推進計画の策定において具体的な取り組みを検討し示していきます。</p>
<p>【施策 6-1-1 学校教育の推進】 学校が荒れているとよく聞く。地域の未来のためにも、子どもが健全に育つことが大切であり、魅力ある学校教育を強く希望する。また、子どもへの愛情と情熱のある教師を採用してほしい。</p>	1 参考	<p>地域の特性や学校の創意工夫を活かした教育活動をすすめるとともに、子どもたちや保護者、地域に信頼される人間性豊かな教師を育成していくことを記載しています。意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策 6-1-2 教育環境の充実】 学校の耐震化を早急にすすめてほしい。また、各学校の危険度、今後の耐震工事予定などを知らせてほしい。</p>	1 その他	<p>子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境づくりは喫緊の課題であり、学校施設の改修・改築、耐震化をすすめることとしています。事業については、現在、既に着手しており、校舎の耐震診断結果をもとに、毎年策定する推進計画において具体的な取り組みを示していきます。</p>
<p>【施策 6-1-2 教育環境の充実】 小・中学校の統廃合は当然必要なことであり、その具体案を示してほしい。</p>	1 その他	<p>小・中学校の適正配置については、平成 18 年度に策定した基本方針に基づき、児童生徒数の推移を踏まえ、保護者や地域住民の理解を得ながら適正配置実施計画を策定し、すすめていく考えです。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 6-1-2 教育環境の充実】 学校、家庭、地域の連携を推進する場、地域コミュニティの場として、学校の余裕教室の活用をすすめるべきである。</p>	1	<p>参考 学校・家庭・地域の連携を促進するため、余裕教室の有効活用をすすめることとしており、現在も児童保育センターや子どもの放課後対策などに活用しています。今後も、意見の趣旨を踏まえ、事業を実施していく考えです。</p>
<p>【施策 6-1-2 教育環境の充実】 次代を担う子どもたちのため、学校・教育関係にはもっと多くの予算を使うべきである。</p>	1	<p>その他 教育環境の充実をはじめ、保健・医療、福祉の充実、都市整備、産業の振興など様々な分野に総合的に取り組む必要があります。基本構想に示した都市像や8つのまちづくりの目標の実現に向け、着実に各施策を推進していくことが必要と考えています。</p>
<p>【施策 6-1-4 高等教育の充実】 高等教育機関を設置してほしい。推進計画を示し早急に取り組んでほしい。</p>	1	<p>その他 18歳人口の減少などにより、大学間競争が激化する中で、大学を取り巻く環境は厳しい状況にあります。高等教育の充実に向け、新たな大学の整備が必要と考えており、今後も取り組みをすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策 6-1-4 高等教育の充実】 新たな大学の誘致は難しいのではないかと。帯広・十勝にとって相応しい別の道を探った方がよい。</p>	2	<p>その他 大学は、人材育成のみならず生涯学習、産業など地域の振興に寄与するものであり、今後も、地域特性や優位性を活かしながら、新たな大学の実現に取り組んでいく考えです。</p>
<p>【施策 6-1-4 高等教育の充実】 新たな大学の整備や帯広畜産大学の整備拡充について記載しているが、抽象的でどのような取り組みをするのか分からない。</p>	1	<p>その他 帯広畜産大学の整備・拡充は、大学をはじめ、管内町村や関係機関などと連携をはかりながら、国に対し要望活動を行っています。また、新しい大学については、その実現に向けて、既存大学への誘致活動などを行っています。</p>
<p>【政策 6-2 とともに学び地域のきずなを育むまちづくり】 芸術鑑賞に対する助成金により、芸術に触れる機会を増やすほか、市民ギャラリーの個人に対する使用料を少しでも安くするなど、ともに学び地域のきずなを育むまちづくりについて、市民にアピールし、より一層の取り組みをすすめてほしい。</p>	1	<p>その他 芸術・文化の振興に向け、良質な芸術・文化に触れることができる鑑賞機会を提供するとともに、市民ギャラリーなどの文化施設の適切な管理運営をすすめていく考えです。</p>
<p>【施策 6-2-1 学習活動の推進】 動物園については、社会教育施設としか示されておらず、今後、どのように充実し、どのように活用していくのか示されていない。</p>	1	<p>その他 動物園を含めた社会教育施設については、適切に管理運営を行うとともに、施設間の連携などをすすめることとしています。具体的な取り組みは、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 なぜ、スポーツ施設を全施設一斉に休館しなければならないのか。1週間に1日の休館日は他市町村に例がなく、必要性に疑問を持つ。スポーツ施設の運営について検討してほしい。</p>	1	<p>その他 スポーツ施設の休館日は、祝日の翌日や年末年始など一斉に休館となる日もありますが、例えば、総合体育館と帯広の森体育館のように類似する機能を持った施設が同一の休館日とならないように配慮しています。</p>
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 スケートツアーとばんえい競馬を組み合わせるなど、十勝オーバルを有効に活用することが必要である。</p>	1	<p>その他 屋内スピードスケート場は、スケートはもとより、中地を活用して、スポーツ、イベントなどに幅広く活用できる大規模屋内空間を有する施設です。今後、観光を含め、広くその活用をはかっていく考えです。</p>
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 合宿や各種大会の誘致に組み合わせ、スポーツを通して交流や賑わいづくりをすすめるため、「総合体育館を改築する」をさらに、一歩すすめて「総合体育館の早期改修」と修正し、さらに「研修センターの改修」も明記すべきである。</p>	1	<p>その他 総合体育館の改築の時期や内容など、具体的な取り組みについては、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 少年団は青少年育成に寄与し、スポーツ活動の推進に大きな役割を果たすものであり、学校教育とスポーツ行政との連携を強化して「少年団活動の発展」を期するよう記載できないか。</p>	1 参考	<p>屋内体育館などの学校施設をスポーツ活動などに開放することを記載しており、学校とも連携をはかりながら、意見の趣旨を踏まえ、施策を推進していく考えです。なお、少年団活動にかかわる取り組みはスポーツ活動を促進するための具体的な取り組みと考えており、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 健全な青少年の育成、スポーツ人材の育成等の観点から、少年団活動や総合型地域スポーツクラブの育成・強化について記載できないか。 総合型地域スポーツクラブが本文に記載されていないのに、成果指標で「総合型地域スポーツクラブ設置数」が出てくるのは唐突である。</p>	1 その他	<p>少年団活動や総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ活動を促進するための具体的な取り組みと考えており、今後、推進計画の策定において検討していきます。</p>
<p>【施策 6-2-3 スポーツの振興】 帯広市に新しいスケートリンクができ大変うれしく思う。スケートを通して帯広の名が世界に知れ渡るよう取り組んでほしい。</p>	1 参考	<p>国内2番目の屋内スピードスケート場は、冬季スポーツ振興の拠点となる施設であり、今後、広く活用していく考えです。冬季スポーツの拠点性を高め、スポーツの振興や幅広い交流を促進することを記載しており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【政策 7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり】 市民全員に市民憲章を浸透させることが必要である。</p>	1 参考	<p>市民憲章は、市民が郷土愛を培い、相互のきずなをさらに強めるための共通の規範であり、まちづくりすべてに通じるものであると考えています。今後も様々な機会をとらえて市民への浸透に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【施策 7-2-1 地域コミュニティの形成】 地域コミュニティの形成をはかるため、思いやりとふれあいのある地域づくりの取り組みを支援してほしい。例えば「モデル地域」を選定し、普及に努め、住みよいまちづくりを推進していくことも必要である。</p>	1 参考	<p>地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会などの自主的な活動を支援することを記載しています。特に他のモデルとなるような取り組みは、広く普及させていくことも必要であり、意見の趣旨は事業を検討する際の参考とします。</p>
<p>【施策 7-2-1 地域コミュニティの形成】 町内会加入者や行事参加者が減少しており、各種情報の提供など、自治組織とはいえ、存在意義を考え、行政は積極的に介入することも必要である。</p>	2 既記載	<p>地域活動の中心的な役割を担っている町内会では、加入率の低下や高齢化など、組織の再生や活動の活性化が必要となっており、その意義を踏まえ、町内会への加入促進や活動の支援を行うこととしています。</p>
<p>【施策 7-2-1 地域コミュニティの形成】 高齢者が多い町内会が増えている。助成金を多くしてほしい。</p>	1 その他	<p>町内会に対する交付金は、町内会が自ら積極的に活動し、住民自治の実現をはかるため、地域的課題解決に対する支援、広報配布手数料などとして、世帯数をもとに交付しているものです。今後も引き続き、交付金を含めて、町内会活動を支援していく考えです。</p>
<p>【施策 7-2-2 国内・国際交流の推進】 移住促進の取り組みを強化していくことが必要であると思う。中心街への移住を促進するのもよいのではないか。</p>	1 既記載	<p>移住等に関する情報提供や相談体制を整え、本市への移住等を促進することとしています。</p>
<p>【施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 市民協働をすすめるためには、広報紙でのお知らせだけでなく、担当者が地域を回ることなどにより、市民の本当の姿を知り、市民の共感を得ることが必要である。</p>	1 参考	<p>市民協働のまちづくりをすすめるためには、広聴機能の充実や市民との情報共有が重要であり、情報提供や様々な機会を通して市民意見を把握することを記載しています。出前講座、各種説明会など職員が市民と直接対話する機会も大切なことと考えており、意見の趣旨は事業を実施する上での参考とします。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 職員はもっと市民の中に出向くことが必要であり、市民ももっと市役所に出向くことが必要である。市民を市役所に呼び込むことを考えてはどうか。</p>	1	<p>参考 広聴機能の充実をはかるため、様々な機会を通じた市民意見の把握について記載しています。出前講座、各種説明会など職員が市民と直接対話する機会の充実とともに、市民に親しまれる市役所づくりも大切なことと考えており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 広聴機能を充実するため、病院やスーパーマーケットなどに、総合計画と評価に関するチラシや意見募集用紙、「市長への手紙」の用紙を設置してはどうか。</p>	1	<p>参考 広聴機能を充実するため、様々な機会を通して市民意見を把握することを記載しています。総合計画に対する意見や市長への手紙を市民から広く寄せていただくことも大切なことと考えており、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
<p>【施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進】 市民協働は市民と市政の互いの信頼関係があって成り立つものだと思う。スケート場建設のすすめ方や職員の市民対応など、行政に不信感を持っている市民は多い。こうした点について反省がなければ、「市民協働」という言葉は市民の心に響かない。</p>	1	<p>参考 協働のまちづくりをすすめるため、市民に信頼される市政をすすめることが重要と考えており、市民との情報の共有や広聴機能の充実、職員の能力向上などを通じた行政サービスの充実などについて記載しています。意見の趣旨を踏まえ、今後も取り組みをすすめていきます。</p>
<p>【施策 8-1-2 自治体経営の推進】 実施した事業を振り返り、反省、分析し、未来に活かすため、公正な立場の市民により、事業検証委員会をつくり、事業の検証・分析を行い、その結果を同様な事業の議論材料にしたらいいのではないかと。</p>	1	<p>その他 市が実施する事業や行政運営の仕組み等について、これまでの取り組みを振り返り、必要な見直しを行っていくことは重要なことと考えています。今後も、継続的な行財政改革の取り組みを通して、効率的な行政運営をすすめていきたいと考えています。</p>
<p>【施策 8-1-2 自治体経営の推進】 市役所の仕事を見直して、大幅に人員や予算を考えなおす必要がある。行政サービスが低下しても、教育・保健衛生・福祉など必要な分野に予算を充てることができれば市民の理解は得られるのではないかと。</p>	1	<p>その他 市役所が行う仕事について、その効果やコスト、必要性等について点検し、必要な見直しを行うことは、自治体経営をすすめる上で重要なことと考えています。今後も、政策・施策評価を行い効果的・効率的な政策・施策の推進に努めるとともに、継続的な行財政改革に取り組み、行政サービスを効率的かつ安定的に提供していきたいと考えています。</p>
<p>【施策 8-1-2 自治体経営の推進】 公的料金等の未納に対応するため、行政機関や民間で幅広い経験を持ち、生活・経営両面からコンサルタントできる人を生活相談連絡員（仮称）として、市が選任し、滞納の早期の段階で相談対応にあたることを提案する。</p>	1	<p>参考 市税等の収納率向上対策と合わせてきめ細かな納付相談などに取り組むこととしています。意見の趣旨は事業を実施する上で参考とします。</p>
<p>【施策 8-1-2 自治体経営の推進】 市民の所得を増やす施策が乏しい。この計画をすすめることにより、本当に市民の所得が増え、税収が伸び、健全な財政運営がすすめられたのか検証すべきである。「施策 8-1-2 自治体経営の推進」は、「合計所得階層別人数」など住民税の賦課状況などを活用した項目で評価すべきである。</p>	1	<p>その他 原案において設定している成果指標に基づき、施策の目標の達成状況を評価していく考えですが、政策・施策評価を行う際には成果指標のほか、市民実感度調査や補助的なデータなども用いながら評価を実施する考えです。 ご提案の項目は地域の状況を示す項目ではありますが、当該施策の評価に直接的に結びつくものではないことから、成果指標として活用することは難しいと考えています。</p>
<p>【施策 8-2-2 行政事務の適正な執行】 「(2) 行政事務の適正な執行」に「・市長の責務として、重要な施策決定の経過が分かる文書等を保管する。」と追加すべきである。また、文書等が適切に公開されるように「『帯広市情報公開条例』に基づき、市民に公開する」と追加すべきである。</p>	1	<p>既記載 政策の決定経過にかかわるものを含め、公文書などの適正な管理を行うことを記載しています。また、情報公開については、条例に基づいた対応を前提として、行政情報の幅広い提供を行うことを記載しています。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【計画全般】 抽象的で具体的な施策が書かれていない計画ではコメントできない。具体的な施策、数値目標、時間軸が入った計画を示してほしい。また、第三者の評価以外は真の評価とはいえない。</p>	1	<p>第六期総合計画は、まちづくりの基本方向を示す「基本構想」と、基本構想を実現するための政策・施策を示す「基本計画」、具体的な事務事業を示す「推進計画」で構成しています。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、毎年度、市民実感度調査などを活用した政策・施策評価を実施し、公表します。</p>
<p>【計画全般】 施策を計画・実施するにあたって サービスの対象となる当事者の希望や実感が反映されるように説明会の開催等に配慮してほしい。</p>	1	<p>施策の実施にあたっては、事業の対象者をはじめ、多くの市民が意見を述べることができるよう、各種説明会等の開催はもとより、その実施方法についても工夫したいと考えています。また、市民実感度を政策・施策評価の一つの観点として活用する考えであり、意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>

3 成果指標

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
1-1-1 地域防災の推進	1	自主防災組織数	H19	22	33	組織
	2	自主防災組織の訓練実施率	H19	45.5	100.0	%
	3	住宅の耐震化率	H19	83.0	90.0 以上	%
	4	特定建築物の耐震化率	H19	73.7	90.0 以上	%
1-1-2 消防・救急の充実	5	人口1万人当たりの火災発生件数	H20	3.7	3.7	件
	6	防火活動の参加率	H20	39.1	40.0	%
	7	救命率	H19	5.1	5.1	%
	8	応急手当普及講習の累計受講者数	—	—	42,000	人
1-2-1 防犯の推進	9	犯罪の発生件数	H17-19 平均	1,922	1,540	件
	10	防犯灯の新設灯数	—	—	675	灯
1-2-2 交通安全の推進	11	交通事故の発生件数	H17-19 平均	834	750	件
	12	交通安全教室の参加率	H19	18.4	20.0	%
1-2-3 消費生活の向上	13	消費者講座等の参加人数	H17-19 平均	3,300	3,700	人
	14	消費生活相談の解決率	H17-19 平均	99.4	99.6	%
	15	不合格計量器の出現率	H17-19 平均	2.0	1.4	%
2-1-1 保健予防の推進	16	がん検診の平均受診率	H19	19.9	29.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
連合町内会を基本とする 33 区域において、設立された自主防災組織数。 防災体制の充実を測る指標として設定します。	33 区域全てに自主防災組織が設立されることをめざします。
1 年間に防災訓練等を実施した自主防災組織が、全自主防災組織に占める割合。 防災体制の充実を測る指標として設定します。	毎年度 5 % 程度増加させ、100.0% をめざします。
昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する住宅戸数が、住宅総戸数に占める割合。 災害に強い都市づくりの進捗を測る指標として設定します。	帯広市耐震改修促進計画に基づき、H27 までに 90.0% をめざし、H28 以降も建物の建て替え等がすすむことから 90.0% 以上をめざします。
昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する特定建築物数（多数の市民が利用する一定規模の建築物）が、特定建築物総数に占める割合。 災害に強い都市づくりの進捗を測る指標として設定します。	帯広市耐震改修促進計画に基づき、H27 までに 90.0% をめざし、H28 以降も建物の建て替え等がすすむことから 90.0% 以上をめざします。
帯広市における人口 1 万人当たりの 1 年間の火災発生件数。 （1 年間の市内における火災件数 ÷ 市内の人口 × 10,000 人） 火災予防活動の成果を測る指標として設定します。	本市の基準値は一定程度高い水準にあることから、基準値の維持をめざします。
1 年間に避難訓練や消火訓練等の防火活動に参加した市民の割合。（1 年間の避難訓練等の参加人数 ÷ 市内の人口） 防火に関する意識の向上を測る指標として設定します。	市民の 40.0% が防火活動に参加することをめざします。
心肺停止になった人が、救命措置を施され病院へ搬送後 1 ヶ月以上生存した割合。 （心肺停止後 1 ヶ月以上生存した人数 ÷ 心肺停止傷病者数） 救急体制の充実を測る指標として設定します。	今後、高齢化の進行により数値の低下が見込まれますが、基準値の維持をめざします。
応急手当普及講習受講者の H22 からの累計受講者数。 救命率向上の取り組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度 4,200 人程度の受講者を確保し、累計受講者数 42,000 人をめざします。
市内の 1 年間の犯罪（刑法犯）発生件数。 防犯の推進を測る指標として設定します。	基準値の概ね 20% 減の 1,540 件をめざします。
新設した防犯灯の H22 からの累計灯数。 防犯の取り組みの充実を測る指標として設定します。	宅地造成や既存住宅地の要望を踏まえ計画的に整備をすすめ、675 灯をめざします。
市内における 1 年間の交通事故発生件数。 交通安全の推進を測る指標として設定します。	基準値の概ね 10% 減の 750 件をめざします。
市が実施する交通安全教室に参加した市民の割合。 （1 年間の交通安全教室の参加者数 ÷ 市内の人口） 交通安全に関する意識の向上を測る指標として設定します。	市民の 20.0% が交通安全教室に参加することをめざします。
市が実施する消費者講座等の 1 年間の参加人数。 市民の消費生活に対する意識の向上を測る指標として設定します。	基準値の概ね 10% 増の 3,700 人をめざします。
帯広市消費生活アドバイスセンターにおける消費生活相談の解決率。 消費生活相機能の充実を測る指標として設定します。	過去 3 年間の最高値を上回る 99.6% をめざします。
定期検査対象計量器のうち不合格計量器数が占める割合。 適正な取引を測る指標として設定します。	基準値の 0.6% 減の 1.4% をめざします。
5 つのがん（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん）の平均受診率。 保健予防の推進を測る指標として設定します。	第四期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、29.0% をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	17	麻しんの予防接種率	H19	89.2	95.0	%
2-1-2 医療体制の充実	18	看護師養成学校卒業生の市内就職率	H19	56.0	56.7	%
	19	初期救急医療の対応可能日数	H19	365	365	日
2-2-1 地域福祉の推進	20	地域交流サロンの参加者数	H19	9,318	16,200	人
	21	ボランティアセンター登録者数	H17-19 平均	3,435	3,700	人
2-2-2 高齢者福祉の推進	22	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	H19	92.3	95.0	%
	23	要介護認定者に対する介護サービス利用者の割合	H19	76.24	77.24	%
	24	地域包括支援センター等の相談件数	H20	8,418	13,000	件
	25	認知症サポーター数	H20	873	18,670	人
2-2-3 障害者福祉の推進	26	在宅サービスの利用率	H19	10.5	30.0	%
	27	総合相談窓口の相談件数	H19	13,164	17,500	件
	28	障害者社会参加促進事業の参加者数	H19	398	413	人
	29	グループホーム・ケアホームの定員数	H19	211	277	人
	30	障害者雇用率を達成した企業の割合	H19	43.8	50.0	%
2-2-4 社会保障の推進	31	医療費の地域差指数 (全国平均=1.000)	H18	1.066	1.050	—

指標の説明	目標値設定の考え方
麻しん予防接種の接種率。 (第1期(1歳)と第2期(6歳)の平均接種率) 感染症予防対策の推進を測る指標として設定します。	国の「麻しん排除計画」の目標接種率 95.0%をめざします。
看護師等の市内養成学校の卒業生のうち、市内医療機関に就職した割合。 地域医療体制の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね1.0%増の56.7%をめざします。
夜間に初期救急患者の診療を行う医療機関(夜間急病センター及び在宅当番医)の1年間における当番日数。 救急医療体制の充実を測る指標として設定します。	年間を通して診療を行うことが必要であることから、基準値の維持(うるう年は366日)をめざします。
地域交流の場である地域交流サロンに参加する高齢者や障害のある人、市民ボランティア等の1年間の参加者数。 地域福祉活動の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね70%増の16,200人をめざします。
ボランティアセンター(帯広市社会福祉協議会内)に登録するボランティア数。 地域福祉活動の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね8%増の3,700人をめざします。
要支援・要介護とならないための予防を目的とした通所型介護予防事業の参加者のうち、運動機能や活動意欲等の評価において、「向上」や「維持」が認められた割合。 介護予防の推進を測る指標として設定します。	基準値を上回る95.0%をめざします。
要支援・要介護認定者のうち、介護サービス利用者の割合。 介護サービスの充実を測る指標として設定します。	基準値の1.00%増の77.24%をめざします。
地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおける1年間の相談件数。 高齢者福祉サービスに関する相談体制の充実を測る指標として設定します。	老年人口(65歳以上人口)の概ね4分の1である13,000人をめざします。
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた人の証であるオレンジリングを交付された人のH22からの累計人数。 高齢者を地域で支える仕組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度の受講者数枠を200人程度拡大し、累計18,670人をめざします。
障害者自立支援法に基づく在宅系の障害福祉給付サービスを利用する障害者が、3障害障害者手帳所持者総数に占める割合。 (介護保険制度が適用される65歳以上の障害者を除く) 障害者の在宅サービスの充実を測る指標として設定します。	毎年度1.6%程度増加させ、30.0%をめざします。
障害福祉窓口における1年間の相談件数。 障害者の日常生活支援の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね30%増の17,500件をめざします。
障害者の自立を促進する社会参加促進事業の1年間の参加者数。 障害者の社会参加を測る指標として設定します。	第二期帯広市障害福祉計画に基づき、413人をめざします。
市内に設置されている「グループホーム」、「ケアホーム」の定員数。 障害者の地域生活への支援の充実を測る指標として設定します。	第二期帯広市障害福祉計画に基づき、277人をめざします。
厚生労働省が定める障害者雇用率を満たす一般企業が、一般企業総数に占める割合。 障害者の地域生活への支援の充実を測る指標として設定します。	一般企業総数の50.0%をめざします。
国民健康保険の被保険者の医療費の全国平均を1,000とし、各市町村の国民健康保険の医療費を指数で示したものの。 国民健康保険の健全な運営を測る指標として設定します。	帯広市の地域差指数は、道内においては低い数値となっていますが、1,000の全国平均に近くよう1.050をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	32	第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合	H19	12.75	12.75	%
	33	稼働可能な被保護者に対する就労者の占める割合	H19	47.1	67.9	%
	34	年金相談の満足度(満点=5.00)	H17-19平均	4.60	4.70	—
2-3-1 子育て支援の充実	35	3歳児のむし歯保有率	H19	27.6	20.0	%
	36	保育所・幼稚園の利用率	H19	55.2	57.5	%
	37	乳児家庭への訪問率	H19	37.6	85.0	%
	38	子ども1人当たりの子育て支援センター等の利用回数	H19	10.2	12.0	回
	39	子育てメール通信の利用率	H20	23.8	60.0	%
	40	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	H18-20平均	67.3	72.0	%
2-3-2 青少年の健全育成	41	子どもの居場所づくり参加児童数	H19	7,575	31,100	人
	42	巡回指導による不良行為等の被指導者数	H17-19平均	37	29	人
	43	青少年リーダー養成事業参加者数	H19	208	260	人
	44	児童会館の入館者数	H17-19平均	10.9	12.0	万人
3-1-1 農林業の振興	45	市内食料自給率	H19	285	335	%
	46	農業産出額	H19	269.9	280.0	億円

指標の説明	目標値設定の考え方
介護認定における要介護1以上の人が、第1号被保険者数(市内65歳以上の人数)に占める割合。 介護保険制度の適切な運営を測る指標として設定します。	高齢化の進行により数値の増加が見込まれますが、基準値の維持をめざします。
18～64歳の被保護者のうち、病気や子育て等の阻害要因を除いた者(稼働可能な被保護者)のうち、就労者が占める割合。 生活保護制度の適正な運用を測る指標として設定します。	北海道の就業率67.9%(H19年度平均)をめざします。
国民年金相談に係る市民アンケート(5点満点(5.分かりやすい 4.やや分かりやすい 3.普通 2.やや分かりづらい 1.分かりづらい))の平均点。 国民年金の制度の周知を測る指標として設定します。	基準値より0.10増の4.70をめざします。
3歳児健康診査時に行う歯科健診において、むし歯を保有している子どもの割合。 おやこの健康支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度0.6%程度低下させ、20.0%をめざします。
0～5歳の子どものうち、認可保育所及びへき地保育所、幼稚園を利用している者(認可外保育所を含まない)の割合。 保育サービスや幼稚園教育の充実を測る指標として設定します。	基準値の2.3%増の57.5%をめざします。
出生数に対して家庭訪問件数の占める割合。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	H22より毎年度0.5%程度増加させ、85.0%をめざします。
子ども(幼稚園と保育所の入園・入所者を除く0～5歳の子ども)1人当たりの子育て支援センター等(保育所開放、子育てサロンを含む)の1年間の利用回数。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	月1回の利用である12.0回をめざします。
子育てメール通信を利用している世帯数が、0～2才の子どもの数に占める割合。 子育て支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度3%程度増加させ、60.0%をめざします。
母子家庭における母親の職業訓練に対する支援制度の利用者のうち、就労した割合。 母子家庭の自立支援の充実を測る指標として設定します。	毎年度0.5%程度上昇させ、72.0%をめざします。
子どもたちが学年の異なる友達や地域の大人たちと交流できる機会である「子どもの居場所」の1年間の参加児童数。 青少年を育む環境の充実を測る指標として設定します。	新規実施校の拡充と既存校の充実により、31,100人をめざします。
青少年センター街頭巡回の実施による1年間の不良行為少年(飲酒・喫煙・薬物乱用等)に対する合計指導者数。 青少年を育む環境の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね20%減の29人をめざします。
青少年リーダー養成事業の1年間の参加人数。 青少年健全育成の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね25%増の260人をめざします。
児童会館の1年間の入館者数。 体験活動施設の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の12.0万人をめざします。
帯広市で消費される食料(カロリーベース)のうち、帯広市で生産される食料の割合。 農林業の振興を測る指標として設定します。	毎年度5%程度増加させ、335%をめざします。
市内の農産物の品目別生産数量に品目別農家庭先価格(農業者段階の農産物価格)を乗じて得た額の合計額。 農林業の振興を測る指標として設定します。	毎年度1億円程度増加させ、280.0億円をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	47	環境に配慮した農業を实践する農家数	H19	147	200	戸
	48	農業体験・学習参加した市民の数	H19	2,893	3,500	人
	49	耕地防風林苗木植栽数	H19	5,660	7,000	本
3-1-2 工業の振興	50	製造品出荷額等	H19	1,192	1,304	億円
	51	新製品・新技術等の事業化・商品化率	H19	61.5	67.4	%
	52	技術指導相談件数	H19	363	503	件
	53	立地企業件数	—	—	32	件
3-1-3 商業の振興	54	卸・小売業及びサービス業の法人市民税賦課金額	H19	9.8	9.8	億円
	55	商店街の空店舗率	H20	10.39	10.39	%
3-1-4 中小企業の基盤強化	56	法人市民税の賦課金額	H19	21.5	21.5	億円
	57	法人市民税の賦課法人数	H19	5,067	5,067	社
3-1-5 産業間連携の促進	58	食料品製造業の付加価値生産性	H19	1,002	1,002	万円
	59	十勝ブランド認証機構による認証企業数	H19	21	33	社
	60	大学・試験研究機関の共同研究件数	H19	36	44	件
3-1-6 雇用環境の充実	61	有効求人倍率（十勝管内）	H19	0.51	0.63	—
	62	シルバー人材センター登録会員数	H19	857	880	人

指標の説明	目標値設定の考え方
有機 JAS、YES!clean 登録、エコファーマー認定や特別栽培等、環境に優しい営農活動に取り組む農家数。 環境と調和した農業生産の推進を測る指標として設定します。	毎年度 5 戸程度増加させ、200 戸をめざします。
市が実施する農業体験や体験学習における 1 年間の参加者数。 食育の推進や農業理解の促進の取り組みの充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね 20%増の 3,500 人をめざします。
耕地防風林苗木の 1 年間の植栽数。 耕地防風林は、農地を風害から守り農産物の生産量や品質の向上に役立つことから、農業生産の推進の取り組みの充実を測る指標として設定します。	耕地防風林を植栽する農家を毎年度 1 戸相当(植栽本数 150 本程度)増加させ、7,000 本をめざします。
1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額の合計額。 工業の振興を測る指標として設定します。	帯広十勝地域産業活性化基本計画に基づき、1,304 億円をめざします。
帯広市ものづくり総合支援補助金事業により実施された事業のうち、新製品・新技術・新サービス開発について事業化・商品化された率。 工業の振興の取り組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度 3 件程度の商品化・事業化をすすめ、67.4%をめざします。
十勝産業振興センター・食品加工技術センターにおける 1 年間の技術指導相談件数。 産業支援機能の充実を測る指標として設定します。	基準値の概ね 40%増の 503 件をめざします。
市内に新設又は増設した工場の H22 からの累計件数。 企業立地の促進を測る指標として設定します。	帯広十勝地域産業活性化基本計画に基づき、32 件をめざします。
市内で卸・小売業及びサービス業を営む事業者の法人市民税の賦課金額。 商業の活性化を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が減少傾向となっていますが、基準値の維持をめざします。
帯広市商店街振興組合連合会に加盟する商店街組織における空き店舗率。 商店街の活性化を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が増加傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
市内で事業を営む事業者の法人市民税の賦課金額の合計。 中小企業の振興を測る指標として設定します。	景気の低迷等により数値が減少傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
市内で事業を営む事業者で法人市民税が賦課されている法人数。 中小企業の振興を測る指標として設定します。	数値はほぼ横ばいで推移していますが、経済状況等を考慮し基準値の維持をめざします。
市内の食料品製造業の従業者 1 人当たりの付加価値額。 地域産業の振興を測る指標として設定します。	数値が下降傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
安心で安全な美味しい十勝産加工食品を認証する十勝ブランド認証機構による基準をクリアした加工食品を製造する企業件数。 産業間連携の促進を測る指標として設定します。	毎年度 1 社程度増加させ、33 社をめざします。
帯広畜産大学、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター、十勝産業振興センターと市内の企業が共同で行っている研究件数。 産学官連携の促進を測る指標として設定します。	毎年度 1 件程度増加させ、44 件をめざします。
帯広職業安定所管内の有効求人倍率。 雇用環境の充実を測る指標として設定します。	過去 10 年間の最高値 0.63 をめざします。
シルバー人材センターの登録会員数。 高齢者の就業機会の充実を測る指標として設定します。	過去 5 年間の最大会員数を上回る 880 人をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	63	勤労者共済センター会員数	H19	4,636	4,700	人
3-2-1 中心市街地の活性化	64	街なか居住人口	H19	2,851	3,668	人
	65	中心市街地の歩行者通行量（休日）	H19	13,281	28,000	人
3-2-2 観光の振興	66	観光入込客数（延べ人数）	H19	236	272	万人
	67	宿泊客延べ数	H19	83.7	95.2	万人泊
	68	帯広観光コンベンション協会のホームページアクセス件数	H19	11.9	20.3	万件
	69	帯広物産協会の物産取扱額	H19	5.9	7.6	億円
4-1-1 地球環境の保全	70	市内から排出される二酸化炭素（CO ₂ ）削減量	—	—	24.4	万t-CO ₂
	71	環境にやさしい活動実践校数	H19	10	41	校
	72	二酸化窒素（NO ₂ ）基準値の達成率	H19	94.1	100.0	%
4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理	73	市民1人1日当たりのごみの排出量	H19	978	702	g
	74	リサイクル率	H19	29.2	40.0	%
	75	ごみステーションの指導率	H18-20平均	3.8	2.0	%
	76	ごみの適正分別率	H18-20平均	91.0	91.8	%
4-2-1 公園・緑地の整備	77	市民1人当たりの公園面積	H19	43.7	47.7	m ²
	78	歩いて行ける身近なみどりの充足率	H19	78.3	83.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
勤労者共済センターの市内の会員数。 勤労者福祉の向上を測る指標として設定します。	基準値を上回る 4,700 人をめざします。
中心市街地 140ha の居住人口。 中心市街地の活性化を測る指標として設定します。	帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、3,668 人をめざします。
中心市街地の主要 8 か所の休日の歩行者通行量。 中心市街地の活性化を測る指標として設定します。	帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、28,000 人をめざします。
1 年間の市内の観光入込客数延べ人数。 観光の振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね 15%増の 272 万人をめざします。
1 年間の市内の宿泊客延べ数。 観光の振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね 14%増の 95.2 万人泊をめざします。
帯広観光コンベンション協会のホームページにおける観光情報サイトの 1 年間のアクセス件数。 観光情報発信の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね 70%増の 20.3 万件をめざします。
物産展やアンテナショップにおける帯広物産協会の 1 年間の物産取扱額。 物産振興を測る指標として設定します。	基準値の概ね 30%増の 7.6 億円をめざします。
市内の二酸化炭素排出削減量の H22 からの累計量。 環境負荷低減の推進を測る指標として設定します。	帯広市環境モデル都市行動計画に基づき、24.4 万 t-CO ₂ をめざします。
環境にやさしい活動に取り組み、市が「帯広市環境にやさしい活動実践校」として認定した学校数。 環境学習の取り組みの充実を測る指標として設定します。	毎年度 3 校程度を新規に認定し、41 校（全小中学校と帯広南商業高等学校）をめざします。
暖房を使用し大気が汚れる冬期（11～3 月）における二酸化窒素（NO ₂ ）の基準値（1 時間値 0.04ppm 以下）の達成率。 生活環境の保全を測る指標として設定します。	第二期帯広市環境基本計画に基づき、100.0% をめざします。
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量。 ごみの発生抑制の推進を測る指標として設定します。	帯広市一般廃棄物処理基本計画に基づき、702 g をめざします。
資源化量（資源ごみ+資源回収+搬入資源）が、ごみの総排出量に占める割合。 再資源化の促進を測る指標として設定します。	帯広市一般廃棄物処理基本計画に基づき、40.0% をめざします。
ごみの排出について指導を要するごみステーションが、ごみステーションの総数に占める割合。 ごみの適正な排出に関する意識の向上を測る指標として設定します。	毎年度 0.1%程度低下させ 2.0%をめざします。
適切に分別された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の量が、各ごみの合計量に占める割合。 ごみの適正な排出に関する意識の向上を測る指標として設定します。	毎年度 0.1%程度増加させ、91.8%をめざします。
都市計画区域内で開設された人口 1 人当たりの公園・緑地面積。 （都市計画区域内開設面積+緑地面積（墓園を含む）÷都市計画区域内人口） 公園の適切な配置を測る指標として設定します。	緑の基本計画に基づき、47.7 m ² をめざします。
歩いて行ける範囲の公園緑地が体系的に整備されている状態を表した整備率。 （市街化区域内における供用公園数÷（住区数×1 住区の公園標準箇所数）×（平均供用面積÷公園標準面積）×100） 身近なみどりの整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、基準値の概ね 5 %増の 83.0%をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	79	帯広の森に関わるボランティア登録者数	H19	96	200	人
4-2-2 水道水の安定供給	80	水道管路の近代化率	H19	78.9	89.7	%
	81	水道有収率	H19	90.6	90.6	%
4-2-3 下水道の整備	82	汚水整備率	H19	97.9	98.8	%
	83	雨水整備率	H19	65.0	71.3	%
	84	個別排水処理施設整備率	H19	64.8	100.0	%
5-1-1 住環境の充実	85	老朽化した市営住宅等の割合	H19	10.38	1.36	%
	86	高齢者及び身障者に対応した市営住宅等の割合	H19	37.1	65.0	%
	87	未利用地の宅地整備累計面積	—	—	22.0	ha
5-1-2 魅力ある景観の形成	88	まちづくりデザイン賞の応募件数	H17-19 平均	3	6	件
	89	地区計画区域の宅地利用率	H19	78.7	90.0	%
	90	耕地防風林苗木植栽数 (再掲 3-1-1)	H19	5,660	7,000	本
5-1-3 墓地・火葬場の整備	91	中島霊園の貸出区画数	H19	909	2,630	区画
5-2-1 道路網の整備	92	都市計画道路整備率（市道分）	H19	79.6	88.2	%
	93	特殊舗装の道路延長	H19	314	230	Km
	94	除雪1回当たりの苦情件数	H17-19 平均	275	200	件

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>帯広の森の育成管理や森の資源の活用を行うボランティアの人数。 帯広の森の活用の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の倍増である 200 人をめざします。</p>
<p>強度や耐久性に優れたダクトイル鑄鉄管・鋼管が、水道管路総延長に占める割合。 水道水の供給の安全・安定性を測る指標として設定します。</p>	<p>水道管路近代化推進事業計画及び第 7 次配水管整備事業計画に基づき、89.7%をめざします。</p>
<p>料金徴収の対象となった年間水量（有収水量）が、年間総配水量に占める割合。 水道事業経営の健全性を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値が 90.0%を超え一定程度高い数値であることから、基準値の維持をめざします。</p>
<p>下水道汚水整備面積が、下水道認可区域面積に占める割合。 快適な生活環境を測る指標として設定します。</p>	<p>土地利用計画及び道路整備計画と整合をはかりながら整備をすすめ、98.8%をめざします。</p>
<p>下水道雨水整備面積が、雨水整備が必要な面積に占める割合。 快適な生活環境を測る指標として設定します。</p>	<p>市街化区域における浸水被害が高いと想定される区域（雨水整備が必要な面積）の解消をはかり、71.3%をめざします。</p>
<p>個別排水処理施設の設置基数が、目標設置基数（500 基）に占める割合。 農村地域における快適な生活環境を測る指標として設定します。</p>	<p>計画的に整備をすすめ、100.0%をめざします。</p>
<p>耐用年限の 2 分の 1 を経過し老朽化した簡易耐火構造の平屋建て、2 階建て市営住宅が市営住宅総戸数に占める割合。 住環境の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>帯広市公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、1.36%をめざします。</p>
<p>高齢者及び身障者に対応した設備が整備された市営住宅が、市営住宅等（特定公共賃貸住宅含む）の総数に占める割合。 高齢者や障害者が快適に暮せる住環境の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度 2.5%程度増加させ、65.0%をめざします。</p>
<p>道路整備を支援した宅地整備面積の H22 からの累計面積。 快適な宅地の整備の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>1 箇所概ね 1.1ha の宅地整備を年 2 件程度整備し、H22 からの累計で 22.0ha をめざします。</p>
<p>帯広の風土と調和した優れたデザインの建造物等や、まちづくりに関する活動を行う団体・個人を募集し表彰する「帯広市まちづくりデザイン賞」の 1 年間の応募者数（「まち創り部門」と「まち育て部門（活動）」の合計応募数）。 個性豊かな都市景観づくりを測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の倍増である 6 件をめざします。</p>
<p>住環境や街並み保全等を目的として、地域住民が主体となって定める地区計画における計画区域内の宅地利利用率。 地区計画区域の宅地利用が進むことは、良好な景観形成につながることから、景観形成を測る指標として設定します。</p>	<p>大規模区画整理事業の造成が終了する H23 までには 1.4%、それ以降は毎年度 0.7%程度上昇させ、90.0%をめざします。</p>
<p>耕地防風林苗木の 1 年間の植栽数。 帯広・十勝の美しい農村景観を創り出していることから、景観の形成を測る指標として再掲して設定します。</p>	<p>耕地防風林を植栽する農家を毎年度 1 戸相当（植栽本数 150 本程度）増加させ、7,000 本をめざします。</p>
<p>中島霊園における累計貸付区画数。 墓地需要の予測とともに墓地環境、市民ニーズを把握し、過大投資や貸出区画の不足が生じないよう、適切な造成計画を推進していくための指標として設定します。</p>	<p>需要に応じた計画的な整備をすすめ、2,630 区画をめざします。</p>
<p>都市計画決定された道路延長（市道分）のうち、完全整備された道路延長（市道分）の割合。 道路整備の進捗を測る指標として設定します。</p>	<p>計画的に整備をすすめ、88.2%をめざします。</p>
<p>特殊舗装（路盤改良を行わない簡易な舗装）の道路延長。 適切な道路の維持・管理を測る指標として設定します。</p>	<p>計画的に特殊舗装の道路延長を減らし、230 km をめざします。</p>
<p>除雪 1 回あたりの苦情件数。 安全で快適な道路の維持・管理を測る指標として設定します。</p>	<p>基準値の概ね 30%減の 200 件をめざします。</p>

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
5-2-2 総合的な交通体系の 充実	95	道東自動車道の1日当たり利用 台数	H19	1,570	2,750	台
	96	とちぎ帯広空港の定期便利用乗 降客数	H19	60.2	63.1	万人
	97	バス利用者数(十勝管内)	H20	395.8	395.8	万人
5-2-3 地域情報化の推進	98	インターネットの超高速通信が 可能なエリアの割合	H20	19.0	100.0	%
	99	帯広市のホームページアクセス 件数	H19	404	450	万件
6-1-1 学校教育の推進	100	標準学力検査の目標基準到達観 点数	H19	26	42	観点
	101	小学校図書館の児童1人当たり 貸出冊数	H19	9.1	11.8	冊
	102	中学校図書館の生徒1人当たり 貸出冊数	H19	1.6	2.4	冊
	103	不登校生徒の復帰率	H19	30.8	65.0	%
	104	学校給食における地場産野菜の 導入率	H19	55.7	70.0	%
	105	教職員1人当たりの研修受講回 数	H19	2.2	3.0	回
6-1-2 教育環境の充実	106	小・中学校校舎の耐震化率	H19	46.5	100.0	%
	107	特別支援学級の設置数	H19	38	59	学級
	108	学校支援ボランティアを活用し た学校数	H19	2	40	校
6-1-3 高等学校教育の推進	109	帯広南商業高等学校の就職率	H19	100.0	100.0	%

指標の説明	目標値設定の考え方
道東自動車道の十勝清水・池田間における1年間の日平均利用台数。 広域道路の利活用を測る指標として設定します。	今後の新たな区間の開通を考慮し、概ね70%増の2,750台をめざします。
とちぎ帯広空港における1年間の定期便の乗降客数。 空港の利活用を測る指標として設定します。	基準値の概ね5%増の63.1万人をめざします。
路線バスの1年間のバス利用者数。(定期観光・市町村生活バスを除く) バス交通の活性化を測る指標として設定します。	数値の減少が続いていますが、基準値の維持をめざします。
帯広市内の人が住んでいる地域のうち、超高速通信(概ね30Mbps以上)ができる地域の割合。 情報通信基盤の整備の進捗を測る指標として設定します。	民間事業者との連携をはかり、100.0%をめざします。
帯広市ホームページの1年間の総アクセス数。 情報通信の利活用を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の450万件をめざします。
標準学力検査(小学3年生、5年生及び中学2年生が対象)の全42観点のうち、全国平均との比較で「同等以上」の観点数。 小・中学生の学力の育成を測る指標として設定します。	達成率100.0%である42観点めざします。
小学校の学校図書館における1年間の児童1人当たりの貸出冊数。 児童の豊かな心の育成の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね30%増の11.8冊をめざします。
中学校の学校図書館における1年間の生徒1人当たりの貸出冊数。 生徒の豊かな心の育成の取り組みを測る指標として設定します。	基準値の概ね50%増の2.4冊をめざします。
中学校における不登校生徒のうち、不登校の状態が改善された率。 生徒の豊かな心の育成を測る指標として設定します。	基準値の34.2%増の65.0%をめざします。
地場産野菜の使用量が、学校給食に使用する野菜の総使用量に占める割合。 食育の推進や健やかな体の育成の取り組みを測る指標として設定します。	帯広市食育推進計画に基づき、70.0%をめざします。
本市教育委員会が主催する研修会の教職員1人当たりの1年間の受講回数。 教職員の指導力の充実を測る指標として設定します。	1学期に1度の割合となる3.0回をめざします。
昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震基準に適合する校舎が、全校舎棟数に占める割合。 安心して学べる学校施設整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、100.0%をめざします。
小中学校における障害種別(知的学級、情緒学級、肢体不自由児学級、言語学級)ごとに開設した特別支援学級数の合計。 特別支援教育の充実を測る指標として設定します。	小学校39学級、中学校20学級、合計59学級をめざします。
学校支援ボランティア事業に向けた組織体制が整っている学校数。 学校・家庭・地域の連携の取り組みの充実を測る指標として設定します。	市内全小中学校(40校)での実施をめざします。
第3学年の就職決定生徒数が、第3学年の就職希望生徒数に占める割合。 帯広南商業高等学校における教育の充実を測る指標として設定します。	基準値が100.0%となっていることから、基準値の維持をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	110	帯広南商業高等学校における検定の3種目以上1級取得率	H19	46.7	75.0	%
6-1-4 高等教育の充実	111	新たな大学等の設置数	—	—	1	校
	112	帯広畜産大学の地域貢献推進事業数	H17-19 平均	123	123	事業
6-2-1 学習活動の推進	113	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	H19	22,590	23,000	人
	114	地域について学ぶ講座等への参加者数	H19	4,053	4,000	人
	115	学習成果の活用事例数	H20	1	10	件
	116	地域の指導者の登録者数	H19	138	190	人
	117	市民1人当たりの図書等の貸出点数	H19	5.4	7.0	点
	118	社会教育施設の総利用者数	H19	95.2	95.2	万人
6-2-2 芸術・文化の振興	119	ホームページで文化活動を紹介する文化団体数	H19	260	272	団体
	120	発表・活動の場への参加団体数	H19	56	65	団体
	121	鑑賞事業の入場者数	H19	34,098	38,000	人
	122	文化施設の利用者数	H19	54.8	60.0	万人
6-2-3 スポーツの振興	123	スポーツ大会、スポーツ教室・講習会の参加者数	H19	35,677	87,000	人
	124	総合型地域スポーツクラブの設置数	H19	2	8	か所

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>全国商業高等学校協会が主催する簿記、情報処理、英語等8種目の検定のうち、3種目以上1級を取得している第3学年の生徒数が、第3学年総数に占める割合。 帯広南商業高等学校における教育の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>例年約100名の就職者と約50名の大学等の経済系の進学者がいることから、合計150人が3学年総数200人に占める割合である75.0%をめざします。</p>
<p>新たな大学（学部・学科・大学院・共同大学院等）の設置数。 高等教育の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>新たな大学・学部・学科・大学院・共同大学院等の設置1をめざします。</p>
<p>「帯広畜産大学と帯広市との包括的連携協力に関する協定書」による連携協力事業数の他、帯広畜産大学が行っている1年間の地域貢献推進事業数。 帯広畜産大学との連携強化を測る指標として設定します。</p>	<p>過去3年間の平均値である基準値の維持をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会が主催または共催した講座等の1年間の参加者数。 学習活動機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値を上回る23,000人をめざします。</p>
<p>帯広・十勝の歴史や自然・環境、社会・経済等についての理解促進を主たる目的とした講座への1年間の参加者数。 地域についての理解の促進の取り組みを測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値を概ね維持することをめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会が主催または共催した事業で、当該事業の学習成果を受講者等が自主的活動等に活かした累計事例数。 学習成果の活用の進捗を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1件程度増加させ、10件をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会に登録のある文化、スポーツ、教育等の様々な分野にわたる学習指導者数。 地域での学ぶ機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度5名程度増加させ、190人をめざします。</p>
<p>市民1人1年間当たりの市立図書館の貸出点数（視聴覚資料含む）。 図書館サービスの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>道内10万人以上の都市の上位レベルである7.0点をめざします。</p>
<p>図書館、百年記念館、とちプラザ、動物園の1年間の総利用者数。 社会教育施設の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である基準値の維持をめざします。</p>
<p>帯広市のホームページで文化活動を紹介している団体数。 文化活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1団体程度増加させ、272団体をめざします。</p>
<p>おびひろ市民芸術祭の参加団体数。 文化活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度1団体程度増加させ、65団体をめざします。</p>
<p>帯広市民文化ホールの指定管理者が実施する鑑賞事業の1年間の入場者数。 鑑賞機会の提供の取り組みの充実を測る指標として設定します。</p>	<p>過去5年間の最高値である38,000人をめざします。</p>
<p>帯広市民文化ホール、おびひろグリーンステージ及び帯広市民ギャラリーの1年間の利用者数。 文化施設の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>帯広市民文化ホール及びおびひろグリーンステージは、過去5年間の最高利用者数を維持するとともに、帯広市民ギャラリーの利用者数を加えた60.0万人をめざします。</p>
<p>帯広市教育委員会及びスポーツ施設指定管理者が主催するスポーツ大会、スポーツ教室・講習会の1年間の参加者数。 スポーツ活動の振興を測る指標として設定します。</p>	<p>既存施設においては、過去5年間の最高参加者数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における参加者数を加えた87,000人をめざします。</p>
<p>総合型地域スポーツクラブのクラブ数。 身近な地域におけるスポーツ機会の充実を測る指標として設定します。</p>	<p>学校型4か所、施設型2か所の設置をすすめ、現在の2か所を含めた全8か所をめざします。</p>

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	125	各種スポーツ大会等の観客数	H19	16.0	20.8	万人
	126	スポーツ合宿団体数	H20	150	200	団体
	127	各スポーツ施設の利用者数	H19	114.8	128.6	万人
7-1-1 人権尊重と 平和な社会の形成	128	平和啓発事業の参加者数	H19	2,100	2,600	人
	129	要保護児童の相談件数	H19	190	520	件
	130	配偶者等からの暴力に係る相談件数	H19	63	89	件
7-1-2 男女共同参画社会の 推進	131	審議会等への女性の参画率	H19	31.5	40.0	%
	132	育児休業制度を規定している事業所の割合	H19	25.2	31.0	%
7-1-3 ユニバーサル デザインの推進	133	UDに関する講座等への参加者数	H17-19 平均	234	370	人
	134	UDアドバイザーの相談件数	H17-19 平均	57	57	件
	135	住宅1万戸当たりの貸付・補助利用戸数	H19	179	307	戸
	136	都市公園のバリアフリー化率	H19	35.4	50.0	%
7-1-4 アイヌの人たちの 誇りの尊重	137	アイヌ民族文化情報センターの利用者数	H17-19 平均	4,939	5,000	人
	138	生活館の利用者数	H19	22,126	24,500	人
7-2-1 地域コミュニティの 形成	139	町内会加入率	H19	69.6	70.7	%
	140	市民1人当たりのコミュニティ施設の利用回数	H19	4.8	5.0	回

指標の説明	目標値設定の考え方
帯広市教育委員会及びスポーツ施設指定管理者が主催するスポーツ鑑賞機会の1年間の観客数。 スポーツを通したにぎわいを測る指標として設定します。	既存施設においては、過去5年間の最高観客数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における観客数を加えた20.8万人をめざします。
本市でスポーツ合宿等を行った1年間の団体数。 スポーツを通したにぎわいと交流を測る指標として設定します。	帯広の森屋内スピードスケート場に係る利用者増をはかり、200団体をめざします。
帯広市教育委員会が所管するスポーツ施設の1年間の利用者数。 スポーツ施設の充実を測る指標として設定します。	既存施設においては、過去5年間の最高利用者数を維持し、帯広の森屋内スピードスケート場における利用者数を加えた128.6万人をめざします。
平和啓発事業の1年間の参加者数。 平和に関する意識の向上を測る指標として設定します。	基準値の概ね20%増の2,600人をめざします。
帯広市における要保護児童に係る1年間の相談件数。 児童相談体制の充実を測る指標として設定します。	毎年度30件程度増加させ、520件をめざします。
配偶者等からの暴力に係る1年間の相談件数。 配偶者等からの暴力に係る相談体制の充実を測る指標として設定します。	過去5年間の最高値89件をめざします。
本市の審議会等への女性の参画率。 市の政策や方針決定過程への女性の参画を測る指標として設定します。	国の審議会等における女性委員の登用率（H32までに40%以上をめざす）を踏まえ、40.0%をめざします。
育児休業制度導入事業所が、市が実施する事業所雇用実態調査対象事業所に占める割合。 男女がともに仕事と家庭が両立できる雇用環境の充実を測る指標として設定します。	過去3年間の最高値31.0%をめざします。
市が実施するUD教室や出前講座等への1年間の参加者数。 UDに関する意識の向上を測る指標として設定します。	基準値の概ね60%増の370人をめざします。
UDの住宅設計について、専門的な立場で普及・啓発や指導を行うアドバイザーによる1年間の相談件数。 UDに関する意識の向上を測る指標として設定します。	数値は減少傾向にありますが、基準値の維持をめざします。
帯広市UD住宅建設資金貸付・住宅改造資金補助制度及び融雪施設設置資金貸付制度を利用した累計住宅戸数が、木造専用住宅戸数に占める1万戸当たりの割合。 UD住宅の普及を測る指標として設定します。	毎年度10戸程度増加させ、307戸をめざします。
都市公園のうち、園路やトイレ、駐車場等の公園施設が、高齢者や障害者等の身体的負担を軽減する整備がされている公園数の割合。 誰もが安心して利用できる公共施設の整備の進捗を測る指標として設定します。	計画的に整備をすすめ、50.0%をめざします。
帯広百年記念館に開設しているアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の1年間の利用者数。 アイヌ民族の歴史・文化に関する理解を測る指標として設定します。	基準値を上回る5,000人をめざします。
アイヌの人々の交流の場である生活館の1年間の利用者数。 アイヌの人たちの生活文化の向上や社会福祉の増進を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の24,500人をめざします。
町内会加入の世帯が全世帯数に占める割合。 コミュニティ意識の向上を測る指標として設定します。	町内会未加入世帯が増加傾向にありますが、毎年度0.1%程度増加させ、70.7%をめざします。
市民1人1年間当たりのコミュニティ施設の利用回数。 (各コミュニティ施設の1年間の利用者数÷市内の人口) コミュニティ活動を測る指標として設定します。	市民1人当たり5.0回の利用をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
7-2-2 国内・国際交流の 推進	141	姉妹都市や友好都市等の交流人数	H17-19 平均	330	360	人
	142	国際交流ボランティアの登録者数	H19	359	395	人
	143	国際理解推進事業・国際交流事業の参加者数	H17-19 平均	8,465	9,350	人
8-1-1 市民協働のまちづくりの 推進	144	市民協働の実践事例数	H19	70	100	事業
	145	市民提案型協働のまちづくり支援事業の応援団体数	H19	10	15	団体
	146	広報おびひろの配布率	H19	97.8	100.0	%
	147	パブリック・コメント1件当たりの意見件数	H17-19 平均	10	12	件
8-1-2 自治体経営の推進	148	実質赤字比率	H19	—	—	—
	149	連結実質赤字比率	H19	—	—	—
	150	実質公債費比率	H19	12.5	12.5	%
	151	将来負担比率	H19	121.9	121.9	%
8-1-3 広域行政の推進	152	自治体間連携の取り組み件数	H20	83	91	件
8-2-1 行政サービスの充実	153	諸証明交付時間に対する満足度(満点=5.0)	H19	3.7	4.0	—
	154	施設予約等のインターネットによる手続等件数	H19	10,317	26,800	件

指標の説明	目標値設定の考え方
国内外の姉妹都市・友好都市及び地域間の1年間の合計交流人数。 交流の促進を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の360人をめざします。
国際交流ボランティアの登録者数。 市民主体の国際交流の促進を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の395人をめざします。
市が実施する国際交流事業の1年間の参加者数。 諸外国文化に関する理解や国際性の醸成を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の9,350人をめざします。
各課が市民との協働で取り組んだ1年間の「協働の実践事例」の数。 市民協働のまちづくりの推進を測る指標として設定します。	毎年度3事業程度増加させ、100事業をめざします。
市民団体等が主体的に実施する市民協働の取り組みに対して支援を行う「市民提案型協働のまちづくり支援事業」の1年間の応募団体数。 市民協働のまちづくりの推進を測る指標として設定します。	過去3年間の事業応募数の最高値を超える15団体をめざします。
広報おびひろの配布部数が市内の全世帯数に占める割合。 行政と市民との情報共有を測る指標として設定します。	全世帯配布である100.0%をめざします。
パブリックコメント1件当たりの平均意見件数。 市政への市民の参画を測る指標として設定します。	過去3年間の平均値である基準値の20%増の12件をめざします。
最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字額の本市の財政規模に対する割合。 (黒字の場合は算定されないため、「-」と表示しています。) 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。	基準値の維持(赤字が生じないこと)をめざします。
上下水道等の公営企業を含む「全会計」に生じている赤字額の本市の財政規模に対する割合。 (黒字の場合は算定されないため、「-」と表示しています。) 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。	基準値の維持(赤字が生じないこと)をめざします。
借入金(地方債)に対する返済額(公債費)の本市の財政規模に対する割合。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。	基準値の維持をめざします。
借入金(地方債)等の現在抱えている負債額の本市の財政規模に対する割合。 地方公共団体財政健全化法に基づき、財政の健全性を測る指標として設定します。	基準値の維持をめざします。
地方自治法に基づく事務の共同処理や相互協力、その他法令に基づく協定、任意の協議会等、自治体間が連携して取り組んでいる件数。 広域的な行政運営の推進を測る指標として設定します。	基準値の概ね10%増の91件をめざします。
戸籍住民課の窓口で実施している諸証明交付時間に係る市民アンケート(5点満点(5.短い4.やや短い3.普通2.やや長い1.長い))の平均点。 利用しやすい行政サービスの充実を測る指標として設定します。	基準値を上回る4.0をめざします。
公共施設の予約、図書の貸出予約、大型ごみの受付、電子申請・様式ダウンロード等、インターネットを利用して市民が1年間に手続を行った件数。 行政の情報化の推進を測る指標として設定します。	毎年度10%程度利用を増加させ、26,800件をめざします。

施策	番号	指標名	基準年	基準値	目標値	単位
	155	職員提案制度の実施率	—	—	100.0	%
8-2-2 行政事務の適正な執行	156	建設工事等の一般競争入札実施率	H20	38.0	95.0	%
	157	普通財産の有効利用率	H20	63.0	67.0	%
	158	監査等の実施件数	H19	16	18	件

指標の説明	目標値設定の考え方
<p>事務の改善案を提案した職場（課）数が、全体の職場（課）数に占める割合。 職員の事務改善に関する意識の向上を測る指標として設定します。</p>	<p>全ての職場において改善提案がなされた状態である 100.0%をめざします。</p>
<p>一般競争入札実施件数が、建設工事等の契約件数に占める割合。 透明性・公平性の高い契約の実施を測る指標として設定します。</p>	<p>一般競争入札を拡大し、建設工事等契約の発注に係る契約の 95.0%をめざします。</p>
<p>契約管財課が所管する普通財産(土地)の貸付面積の割合。 適切な公有財産の管理を測る指標として設定します。</p>	<p>毎年度 0.4%程度増加させ、67.0%をめざします。</p>
<p>地方自治法に規定する各種監査等の 1 年間の実施件数。 行政事務の適正な執行を測る指標として設定します。</p>	<p>例月現金出納検査等定例的なもののほか、時代に応じた行政監査、財政援助団体監査、出資団体監査等の実施により、18 件をめざします。</p>

4 分野計画

8つのまちづくりの目標ごとの主な分野計画は以下のとおりです。

I 安全に暮らせるまち

- 帯広市地域防災計画（H21～）
- 帯広市耐震改修促進計画（H20～27）
- 帯広市消防力の基準（H20～）
- 第8次帯広市交通安全計画（H23～27）

II 健康でやすらぐまち

- けんこう帯広21（H14～23）
- 帯広市地域福祉計画（H22～26）
- 第四期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23）
- 第二期帯広市障害者計画（H22～31）
- 第二期帯広市障害福祉計画（H21～23）
- （仮称）おびひろこども未来プラン（H22～31）

III 活力あふれるまち

- 第5期帯広市農業・農村基本計画（H22～31）
- 帯広市森林整備計画（H16～25）
- 帯広市市有林施行計画（H18～22）
- 帯広市酪農・肉用牛生産近代化計画（H18～27）
- 帯広市「食」の安全・安心推進プラン（H16～）
- 帯広市食育推進計画（H19～23）
- 帯広市産業振興ビジョン（H21～24）
- 帯広市中心市街地活性化基本計画（H19～23）

IV 自然と共生するまち

- 第二期帯広市環境基本計画（H22～31）
- 帯広市地域省エネルギービジョン（H16～）
- 帯広市新エネルギービジョン（H14～）
- 帯広市環境モデル都市行動計画（H21～25）
- 帯広市一般廃棄物処理基本計画（H22～31）

- 帯広市緑の基本計画（H16～35）
- おびひろ上下水道ビジョン 2006(改訂版)（H22～31）

V 快適で住みよいまち

- 帯広市都市計画マスタープラン（H15～35）
- おびひろまち育てプラン（H20～35）
- 帯広市住宅マスタープランⅡ（中間見直し版）（H21～25）
- 帯広市公共賃貸住宅ストック総合活用計画（中間見直し版）（H21～27）
- 帯広市都市景観基本計画（H4～）
- 帯広市中島霊園整備基本計画（H12～54）
- 帯広市総合除雪基本計画（H22～31）
- 帯広圏都市交通マスタープラン（H20～37）
- 帯広市バス交通活性化基本計画（H21～）
- 帯広市地域公共交通総合連携計画（H21～）
- 帯広市地域情報化推進プランⅡ（H22～31）

VI 生涯にわたる学びのまち

- 帯広市教育基本計画（H22～31）

VII 思いやりとふれあいのまち

- おびひろ男女共同参画プラン（H22～31）
- 第二期帯広市アイヌ施策推進計画（H22～31）

VIII 自立と協働のまち

- 新たな行財政改革実施計画（H20～24）
- 帯広市職員定員管理計画（H22～25）
- 帯広市人材育成推進プラン（H20～24）

5 用語解説

項目	用語	解説
序論		
計画の考え方	北海道拓殖計画	資源開発、未開地の処分、農耕適地の開墾を目的に北海道庁が策定した北海道の開発計画。明治43年から昭和21年度を計画期間とした。
	ワシントンD.C.	アメリカ合衆国の首都。正式名称はワシントン・コロンビア特別区。格子状の道路区画に斜行道路を放射状に組み込んだ都市設計を採用しており、帯広市はこれをモデルとしたとされている。
	帯広の森構想	市街化区域を森で包む帯広の森の整備構想。昭和45年の第二期帯広市総合計画策定審議会において発表された。
	緑の工場公園	西帯広地区に昭和37年から造成をはじめた工業団地。十勝の水と空気を守る公害のない工業団地をめざした。
	都心部大改造	連続立体交差や駅周辺区画整理、西二条街路整備、帯広駅北地下駐車場など帯広駅周辺における都市機能の整備事業。
	ニュータウン造成	昭和58年から西帯広地区ですすめられた区画整理事業。
	グローバル化	経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。
	帯広市まちづくり基本条例	分権時代にふさわしいまちづくりを市民と行政が互いに力を合わせてすすめるため、それぞれの役割や市民参加、行政運営の基本的な事項等について定めた条例。
時代の潮流とまちづくりの課題	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口。
	少子化社会対策基本法	少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、基本理念や基本的施策等について定めた法律。
	地域経営	市民、事業者、行政など、地域で暮らし、活動している多様な主体が、合意形成をはかりながら、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを実践していくこと。
	十勝沖地震	十勝沖を震源に、昭和27年、43年、平成15年に発生した大規模地震。
	地産地消	地域の消費者ニーズに応じた農業生産と生産された農産物を地域で消費する活動を通して、農業者と消費者を結びつける取り組み。
	世界貿易機関（WTO）	GATT（関税と貿易の一般協定）体制に代わり平成7年に発足した、貿易に関する協定の管理運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。
	経済連携協定（EPA）	締約国間で貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。
	地球温暖化	二酸化炭素など赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温度が上昇する現象。
	低炭素社会	温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取りながら、便利で豊かな暮らしができる社会。
	温室効果ガス	大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタンなど6つの気体を温室効果ガスとしている。
	ユビキタスネット社会	「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながる社会。
	北海道横断自動車道	黒松内町を起点とし根室市及び網走市を終点とする高速自動車国道。平成21年12月現在、小樽―夕張、占冠―浦幌・足寄間が開通、平成23年度には夕張―占冠間が開通する予定となっている。
	地方分権型社会	国と地方の役割分担のもと、地方自治体の自主的・自立的な行政運営や住民の主体的な参加により、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する社会。
	第一期分権改革	平成12年の地方分権推進一括法に基づく一連の地方分権改革。国と地方の関係を「上下」の関係から「対等・協力」の関係とし、機関委任事務制度を廃止、地方自治体の事務を自治事務と法定受託事務に整理した。

項目	用語	解説
時代の潮流とまちづくりの課題	第二期分権改革	平成18年の地方分権改革推進法に基づきすすめられている一連の地方分権改革。国と地方の役割分担の徹底した見直し、地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策について議論が行われている。
	三位一体改革	地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権の拡大をはかるため、平成16年度から18年度に国が行った改革。国庫補助負担金の削減、地方交付税の縮小、税源の移譲の3つの改革が同時にすすめられた。
	道州制	国内をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、市町村へ大幅な権限の移譲を行う地方自治の仕組み。
	支庁制度改革	14支庁を9の総合振興局、5の振興局とし、広域的な地域政策の展開や横断的な組織体制を構築しようとする北海道の組織改革。
基本構想		
基本構想策定の基本的視点	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。
まちづくりの基本方向	環境モデル都市	低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な排出削減など、高い目標を掲げて先駆的な取り組みを行う都市として内閣府が選定した都市。平成21年12月現在、帯広市を含め13都市が選定されている。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会。
基本計画		
将来人口の考え方	国立社会保障・人口問題研究所	将来人口の推計や年金・医療・介護・保育など社会保障の各分野について社会科学的分析を行う、厚生労働省設置の政策研究機関。
	自然動態	出生数と死亡数の動向。出生数と死亡数の差を自然増・自然減という。
	社会動態	転入と転出の動向。転入数と転出数の差を社会増・社会減という。
	5%通勤・通学圏	就業・通学者の5%以上の人々が帯広市に通勤・通学している町村。
	昼夜間人口比率	(昼間人口÷常住人口)×100。100を超えているときは、昼間人口が常住人口を上回ることを表す。
	高次都市機能	高等教育機関、大規模商業施設、コンベンションホール、美術館、博物館、マーケティングや法務・経理コンサルティングサービスなど、都市圏を越えた広域的なニーズに対応する都市機能。
都市形成の基本方向	帯広都市圏	帯広市を中心に、音更町、芽室町、幕別町の1市3町で構成される圏域。この圏域で地方拠点法や都市計画法に基づく地域指定が行われている。
	中島地区	十勝川北側に位置する総面積176haの地区。
政策・施策評価	成果指標	施策の成果を把握するために設定する指標。
	市民実感度調査	施策目標の達成度を市民の実感から測るために行うアンケート調査。
施策1-1-1 地域防災の推進	地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、防災関係機関の機能を整理し、取るべき措置について定めた計画。
	耐震改修促進計画	地震による建築物の倒壊被害を未然に防止するため、市内に存在する住宅や特定建築物、公共建築物の耐震化の目標や耐震化促進に向けた施策等について示した計画。
	自主防災組織	災害発生時に住民の安否確認や救助などの自主的な活動を行う組織。連合町内会と町内会で構成されている。
施策1-1-2 消防・救急の充実	高規格救急車	救急救命士が行う高度な救急処置に必要な機器を装備した救急車。
	救急救命士	医師の指導のもと、患者の搬送中に高度な救急処置を行うことができる救急隊員。
施策1-2-1 防犯の推進	暴力追放・防犯宣言	市民相互の連帯意識と防犯意識の高揚をはかり市民生活の安全を確保するとともに、暴力を排除し犯罪のない真に明るく住よいまちづくりをすすめていく決意を表すものとして、平成元年に帯広市が行った宣言。
	帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例	人々が安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現に向け、基本理念や市、市民、事業者の責務、市の施策の基本となる事項等について定めた条例。

項目	用語	解説
施策 1-2-2 交通安全の推進	交通安全都市宣言	車両の増加による交通事情の悪化や事故が頻発している状況を踏まえ、市民と連携し明るく住み良い安全な都市を実現するために、昭和37年に帯広市が行った宣言。
施策 1-2-3 消費生活の向上	消費者基本法	消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進をはかり、国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等の基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。
施策 2-1-1 保健予防の推進	21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）	壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現し、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、国が具体的な目標等を提示してすすめている健康づくり運動。
	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）	内臓に脂肪が蓄積することにより生活習慣病が起きやすくなっている状態。
	生活習慣病	心臓病・高血圧症・糖尿病・がんなど、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。
施策 2-1-2 医療体制の充実	在宅当番医	休日、夜間の急病に対し、当番により対応する医師。
	夜間急病センター	夜間において、発熱や腹痛など初期症状の急病人を受け入れる医療機関。
	救命救急センター	第三次医療圏（道内6圏域）ごとに整備している、24 時間体制で高度な救急医療を行う施設。
	周産期医療体制	母子ともに異常が生じやすい妊娠満 22 週から出生児満 7 日未満までの期間における総合的な医療体制。
施策 2-2-1 地域福祉の推進	民生委員	厚生労働大臣からの委嘱により、住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。
	児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。民生委員が兼ねている。
施策 2-2-2 高齢者福祉の推進	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	地域に密着した高齢者保健福祉体制の確立に向けた具体的施策や介護保険事業の見込み等について示した計画。
	認知症	脳の細胞が壊れたり働きが悪くなることにより、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下などの症状が現れる病気。
施策 2-2-3 障害者福祉の推進	障害者自立支援法	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。
	障害者計画	障害者の自立と社会参加を推進するため、取り組むべき施策の基本方向等を示した計画。
	ノーマライゼーション	障害のある人たちが特別視されることなく、社会に生活する個人として一般の社会に参加し行動できるようにすべきという考え方。
施策 2-2-4 社会保障の推進	セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策のことで、雇用保険、生活保護、年金などが代表例。
	後期高齢者医療制度	75 歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度で、従前の老人保健制度を廃止して平成 20 年にスタートした。都道府県単位で設立される広域連合が運営を行う。
	特定健康診査	健康保険組合、国民健康保険などに実施が義務づけられているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。40 歳以上の加入者を対象としている。
	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人を対象に行う保健指導。
	北海道後期高齢者医療広域連合	北海道において後期高齢者医療制度の運営を行う特別地方公共団体。道内の全市町村が加入している。
施策 2-3-1 子育て支援の充実	合計特殊出生率	15 ～ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

項目	用語	解説
	児童保育センター	小学校1年生から3年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。
	子育て応援事業所	事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取り組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。
施策 2-3-2 青少年の健全育成	家庭教育学級	家庭の教育力を高めるため、家庭での教育や子育てのあり方について学ぶ親のための学習の場。子どもの年齢に合わせて、乳幼児学級、小学学級、中学学級、放送利用学級を開設している。
施策 3-1-1 農林業の振興	水田・畑作経営所得安定対策	米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴しょを作付し、一定の条件を満たす農業者を対象に、生産コストのうち販売収入では賄えない部分を国の交付金により補てんする制度。
	食料・農業・農村基本計画	食料、農業及び農村に関する施策の総合的、計画的な推進をはかるため、施策の基本的な方針や食料自給率の目標、政府が総合的、計画的に講ずべき施策について示した計画。
	トレーサビリティ	食品の生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通して、食品の移動を把握できるようにすること。
	クリーン農業	堆肥などの有機物の施用や化学肥料の使用抑制などにより、環境との調和に配慮した、安全・安心で、品質の高い農産物の生産をすすめる農業。
	バイオマス資源	エネルギーなどに利用することができる、家畜ふん尿や食品廃棄物などの生物に由来する資源。
	農業技術センター	生産現場の声を迅速に取り入れ、関係機関と連携しながら施策の展開をはかるため、平成7年に開設した市の施設。認定農業者を核とした担い手の育成や営農技術情報の提供、研修会の開催、食の安全・安心対策等の施策を総合的に実施している。
	飼料自給率	国内で消費される飼料（家畜のえさ）のうち、国内産が占める割合。
	食育	望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。
	優良田園住宅制度	農山村地域等において優良な住宅の建設を促進するため、一定の基準を満たす住宅に対し、農地転用の許可や開発許可について配慮するとともに、市街化調整区域での住宅建設を認めるなど、各種の支援を行う国の制度。
施策 3-1-2 工業の振興	(財) 十勝圏振興機構	新製品の研究・開発支援や産学官の連携促進、起業化支援など、農業を核とした地域産業の振興を推進する財団法人。十勝産業振興センターの設置・運営、道立十勝圏地域食品加工技術センターの運営を行っている。
施策 3-1-4 中小企業の基盤強化	帯広市中小企業振興基本条例	中小企業の基盤強化、健全な発展に向け、基本的な方向や市長の責務、中小企業等の役割・努力など、中小企業振興に関する基本的な事項について定めた条例。
	産業振興ビジョン	本市の中小企業振興のための指針として、市と中小企業者等が協働して取り組む産業振興の基本方向や推進する施策等を示した計画。
施策 3-1-5 産業間連携の促進	道立十勝圏地域食品加工技術センター	地域資源を活用した食品工業の振興に向けて、食品加工に関する試験研究・検査分析・技術支援などを行っている道立施設。
	十勝産業振興センター	農業に密接に関連する農業機械などの機械・金属関係、木材加工など、十勝の「ものづくり産業」を支援する拠点として設置された施設。新製品の開発・研究などの支援や産学官連携の推進などを行っている。
	都市エリア産学官連携促進事業	都市エリアにおいて、大学等の「知恵」を活用することにより新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出や研究開発型の地域産業の育成等をはかる事業。(財) 十勝圏振興機構を中核機関とし、大学や試験研究機関、企業等の連携によりすすめられている。
	帯広リサーチ&ビジネスパーク構想	大学等が持つ知的財産を、新技術や新製品の開発、新産業創出につながる一貫としたシステムを構築することにより、地域経済の活性化をめざす構想。

項目	用語	解説
施策 3-1-6 雇用環境の充実	非正規雇用	総務省の労働力調査において、「パート」・「アルバイト」・「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員・嘱託」・「その他」に区分されている雇用形態。
	U・J・I ターン	U ターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。J ターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地域へ戻ること。I ターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。
施策 3-2-1 中心市街地の活性化	中心市街地	帯広市中心市街地活性化基本計画で示されている、大通東仲通と西5条西仲通（JR 根室線以北は、ウツベツ川まで）までを東西の境界に、南5丁目から南16丁目までを南北の境界とする140haの区域。
	市民ギャラリー	市民の主体的な文化活動を促進するためにJR帯広駅地下に整備した、絵画・彫塑・書・工芸その他の美術作品の展覧会、展示会等を行うための施設。
	市民活動交流センター	世代や地域を越えた市民の活動や交流を支援するために設置した施設。町内会や各種サークル、老人クラブなど様々な市民活動に対応するスペースを提供するとともに、NPOやボランティア等の活動に関する相談への対応を行っている。
	中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化をはかるため、市街地の整備・改善と商業活性化を一体的にすすめるための基本的な方針や関係する事業等について示した計画。
	帯広まちなか歩行者天国	まちなかの賑わいづくり、ふれあいづくりをめざしてすすめている市民主導の中心市街地活性化事業。日曜日にまちなかの道路を歩行者天国にして、様々な主体が多様なイベントを開催している。
施策 3-2-2 観光の振興	観光立国推進基本法	観光立国の実現に関する施策を総合的、計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与するため、観光立国の実現に関する施策の基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。
	コンベンション	経済団体、学会などの大会や集会、企業の研修会やセミナー、見本市や展示会など、人と物と情報の交流のための集会や行事。
施策 4-1-1 地球環境の保全	環境基本条例	市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、環境の保全、創造に関する基本理念や施策の基本となる事項等について定めた条例。
	日高山脈襟裳国定公園	日高山脈、広尾町から襟裳岬にかけての海岸線一帯、アポイ岳とその周辺の3つの地区で構成される自然公園。
施策 4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、循環型社会の形成に関わる基本原則や施策の基本となる事項等について定めた法律。
	循環型社会	環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会。
	Sの日	帯広市の資源ごみの収集日。紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど9品目を収集する。
	ごみ懇談会	帯広市のごみの現状、ごみの減量・資源化などの取り組みについて市民に知らせるために開催している懇談会。町内会、PTA、各種サークルなどの団体からの申し込みに応じて開催している。
施策 4-2-3 下水道の整備	個別排水処理施設	個々の住宅に設置し、住宅から出される汚水をきれいに処理する下水道処理設備。住宅が点在する農村地域において設置がすすんでいる。
施策 5-1-1 住環境の充実	土地区画整理事業	居住環境の向上や土地の利用増進など健全な市街地の造成を目的に、土地所有者等から土地の一部の提供を受け、道路や公園等、新たな公共用地として活用することにより、市街地の整備と宅地の整形化をはかる事業。
	住居表示	住所の表示方法。土地に付けられた地番が市街地の発展とともに欠番や飛び番などにより住所検索に支障になっている市街地について、建物に番号を付することにより、住所を分かりやすく表示する制度。

項目	用語	解説
施策 5-1-2 魅力ある景観の形成	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため、良好な景観の形成に関する基本理念や良好な景観の形成のための規制等について定めた法律。
	都市景観基本計画	個性あふれる景観づくりをすすめるための課題や方針、基本姿勢等について示した計画。
	まちづくりデザイン賞	北方の文化に根ざした帯広らしいまちづくりを市民協働ですすめるため、帯広の風土と調和した優れたデザインの建造物や、まちづくりに関する活動を行う団体・個人、まちづくりに対する提案を広く市民から募集し表彰する制度。
施策 5-2-1 道路網の整備	特殊舗装	路盤改良を行っていない簡易な舗装。
施策 5-2-2 総合的な交通体系の充実	帯広・広尾自動車道	芽室町の北海道横断自動車道から分岐し、帯広市や十勝南部を經由して広尾町に至る自動車専用道路。
	高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保をはかるための、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	出入国管理体制	国境を越える際の交通・物流において必要な手続で、税関、出入国管理、検疫を行う体制。C I Qともいう。
	ダブルトラッキング	同一路線に二つの航空会社が乗り入れること。
施策 5-2-3 地域情報化の推進	地域情報化推進ビジョン	高度情報通信社会へ対応するため、地域におけるIT化推進の中長期的展望を示した計画。
	総合行政ネットワーク	地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。府省間ネットワークである「霞が関WAN」とも相互に接続している。
施策 6-1-1 学校教育の推進	総合的な学習の時間	各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を活かした教育活動を行う時間。
施策 6-1-2 教育環境の充実	学校評議員制度	保護者や地域住民の理解や協力を得ながら特色ある教育活動を展開していくため、地域の住民等が校長の求めに応じて小中学校の運営について意見を述べる制度。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。
施策 6-2-1 学習活動の推進	生涯学習フェスティバル	とかちプラザや児童会館、図書館、百年記念館、帯広の森スポーツ施設、保健福祉センターなどで開催される学びの祭典。
	生涯学習推進委員会	自己啓発とコミュニティづくりを目的に地域の生涯学習活動を推進している団体。地域や生活の様々な課題に関わるテーマを中心に講座の企画立案を行っている。
施策 6-2-2 芸術・文化の振興	おびひろ市民芸術祭	市民の文化活動の発表の場や鑑賞の機会を提供するため開催している市民芸術の祭典。
施策 6-2-3 スポーツの振興	健康スポーツ都市宣言	地域に根ざしたスポーツ活動を通し、明るくたくましい心と体を育み、躍動する豊かなまちをめざして昭和63年に帯広市が行った宣言。
施策 7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権の擁護に資するため、人権教育・啓発の推進について、国、地方公共団体、国民の責務や必要な措置等について定めた法律。
	核兵器廃絶平和都市宣言	非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求めて平成3年に帯広市が行った宣言。
	平和市長会議	核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し世界平和の実現に寄与することを目的に、広島、長崎の両市が中心となって設立した団体。平成21年11月2日現在、世界134カ国・地域の3,241都市が加盟。
施策 7-1-2 男女共同参画社会の推進	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様なものが含まれる。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。
	男女共同参画プラン	男女共同参画社会の実現に向け、行政、市民、関係団体、企業等が一体となって取り組むための施策を示した計画。

項目	用語	解説
施策 7-1-3 ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	障害の有無や年齢など個人の人々の属性や置かれた状況に関わらず、人々が社会の活動に参加・参画することができる環境を整備していくため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針や具体的施策等について定めた要綱。
	居住環境ユニバーサルデザイン指針	ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるため、道路施設や公園施設の整備の方向性について示した指針。
施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発をはかるための施策の推進について定めた法律。
	先住民族の権利に関する国際連合宣言	平成 19 年に国連総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利を含む。
	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議	平成 20 年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。
	アイヌ施策推進計画	アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上、歴史や文化への理解促進、保存・伝承のための各施策等について示した計画。
	アイヌ民族文化情報センター	帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。
施策 7-2-1 地域コミュニティの形成	N P O	民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。
施策 7-2-2 国内・国際交流の推進	東京帯広会・関西帯広会	首都圏や関西圏に住む帯広や近隣町村の出身者などで構成されている団体。帯広・十勝の P R や経済交流などの活動を行っている。
	(独) 国際協力機構 (JICA) 帯広国際センター	開発途上国に対し様々な国際協力事業を行う (独) 国際協力機構 (JICA) の道東の拠点施設。研修員の受入や青年海外協力隊、シニア海外ボランティアなどのボランティア派遣事業などの国際協力事業を行っている。
施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進	情報室	市庁舎 5 階に設置されている公文書の開示請求の受付等を行う情報公開の窓口。庁内外の刊行物も閲覧できる。
	パブリックコメント制度	計画や条例など重要な政策等を市が決める際に、案の段階でその趣旨や内容などを市民に公表し、寄せられた意見等を踏まえて意思決定を行う一連の手続き。
施策 8-1-2 自治体経営の推進	地方交付税	地方公共団体間の財政力の不均衡を調整し、すべての地方公共団体において標準的な行政サービスを提供することができるよう、国から交付される財源。
	行政評価	行政が実施している政策、施策、事務事業を効果的・効率的にすすめるため、これらの実施結果を成果や有効性などの観点から評価すること。
	関与団体	一部事務組合や第三セクターなど、市が財政的に関与している団体。
	市債	公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入。
施策 8-1-3 広域行政の推進	一部事務組合	複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置された組合。
施策 8-2-1 行政サービスの充実	品質マネジメントマニュアル	継続的な改善を通して行政サービスの質を保証し、行政に対する市民の期待、ニーズに応えるために、ISO9001 (品質管理及び品質保証の国際規格) に基づき帯広市が作成したマニュアル。ISO9001 の取り組みによりノウハウが蓄積されたことから、平成 21 年 3 月にマニュアルは廃止、以降は独自の取り組みを行っている。
	人材育成推進プラン	職員研修、職場環境整備、人事管理を柱とした、帯広市の人材育成の取り組み方向を示す計画。

項目	用語	解説
施策 8-2-2 行政事務の適正な執行	帯広市行政手続条例	行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関する事項について定めた条例。
	帯広市個人情報保護条例	個人の基本的人権を擁護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項や市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利等について定めた条例。